

令和6年第3回（9月）大郷町議会定例会会議録第3号

令和6年9月6日（金）

応招議員（12名）

1 番 赤 間 繁 幸 君	2 番 鎌 田 暁 史 君
3 番 鈴 木 利 博 君	4 番 赤 間 則 幸 君
5 番 佐々木 和 夫 君	6 番 鈴 木 恵 子 君
7 番 金 須 新 一 君	8 番 田 中 三 恵 子 君
9 番 熱 海 文 義 君	10 番 石 垣 正 博 君
11 番 高 橋 重 信 君	12 番 石 川 良 彦 君

出席議員（12名）

応招議員と同じ

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田 中 学 君	副町長	金 須 豊 洋 君
教育長	鳥 海 義 弘 君	総務課長	熊 谷 有 司 君
財政課長	菅 野 直 人 君	まちづくり政策課長	高 橋 優 君
復興推進課長	門 脇 匡 哉 君	税務課長	小 野 純 一 君
町民課長	千 葉 昭 君	保健福祉課長	伊 藤 義 継 君
農政商工課長	本 間 文 二 君	地域整備課長	武 藤 亨 介 君
上下水道課長	齋 藤 正 智 君	会計管理者	赤 間 良 悦 君
学校教育課長	角 田 倫 明 君	社会教育課長	片 倉 剛 君

事務局出席職員氏名

事務局長 三浦 光 次長 相澤幸子 主事 高橋映瑠

議事日程第3号

令和6年9月6日（金曜日） 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第41号 おおさとスマートスポーツパーク構想実施について町民の賛否を問う住民投票条例の制定につ

いて

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 3 | 議案第 4 2 号 | 大郷町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び大郷町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 4 3 号 | 大郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 4 4 号 | 大郷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 4 5 号 | 大郷町すこやか子育て医療費の助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 4 6 号 | 大郷町母子・父子家庭医療の助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 4 7 号 | 大郷町障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 4 8 号 | 大郷町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 9 号 | 令和 6 年度大郷町一般会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 0 号 | 令和 6 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 1 号 | 令和 6 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 3 | 議案第 5 2 号 | 令和 6 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 4 | 議案第 5 3 号 | 令和 6 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 5 | 議案第 5 4 号 | 令和 6 年度大郷町下水道事業会計補正予算（第 1 号） |

本日の会議に付した案件

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 4 1 号 おおさとスマートスポーツパーク構想実施につ |

		いて町民の賛否を問う住民投票条例の制定について
日程第 3	議案第 4 2 号	大郷町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び大郷町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第 4 3 号	大郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 4 4 号	大郷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 4 5 号	大郷町すこやか子育て医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 4 6 号	大郷町母子・父子家庭医療の助成に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 4 7 号	大郷町障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第 4 8 号	大郷町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 1 0	議案第 4 9 号	令和 6 年度大郷町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 1 1	議案第 5 0 号	令和 6 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 2	議案第 5 1 号	令和 6 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 3	議案第 5 2 号	令和 6 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 4	議案第 5 3 号	令和 6 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 5	議案第 5 4 号	令和 6 年度大郷町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

午 前 1 0 時 0 0 分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、5番佐々木和夫議員及び6番鈴木恵子議員を指名いたします。

日程第2 議案第41号 おおさとスマートスポーツパーク構想実施について大郷町民の賛否を問う住民投票条例の制定について

議長（石川良彦君） 日程第2、議案第41号 おおさとスマートスポーツパーク構想実施について大郷町民の賛否を問う住民投票条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。5番佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君） おはようございます。

テレビ、新聞等のメディアで町長が今回のSSP構想や住民投票について話されておりますが、今現在、今日審議されている住民投票条例案について、今から採決、可決されるべきだったんであります。

どちらになりましても、今後SSP構想についてどのようになるのか、町長の考えを問いたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 皆さんおはようございます。

ただいまの佐々木議員の御質問に対して、率直に結論から申し上げたいと思います。SSP事業に対して反対している議員の意見の中には町の持ち出す事業予算が不明瞭であるなどとの意見がございます。どうしても賛成しがたい内容であるなどのことの意見がございますので、その意見を正確にするためには、どうしても設計資料が必要だと思います。正確な事業費を積算するには設計資料が必要でございますので、そこで、議会にお願いしたいのは、今定例会中に設置資料の予算を再提出したいと考えておりますので、よろしく御高配を賜りますようお願いいたします。今答弁した心境を御理解の上、御協力賜りますようお願い申し上げます。報告と佐々木議員の答弁と。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。9番熱海文義議員。

9 番（熱海文義君） おはようございます。

今回のこの住民投票に関しまして、6月定例会、修正動議可決、事実上は反対多数ということで否決された。その後、7月にも臨時会で同じ内容で何も変わらず同じ内容で提案されてきました。それも否決をされました。

このことについて、町長は今まで議会制民主主義じゃないというような答弁をしましたけれども、今でもその考えで間違いがないのか、まずお聞きをしたいと思います。

これは議会軽視の何物でもないとは考えております。

それから、その補佐として、副町長にもそのお考えをお聞きしたいと思います。なぜかという、特別委員会で住民投票も民主主義だということでしたが、議会制の民主主義ということに対しては答弁なかったもので、議会としての民主主義、その考えを副町長にも聞いておきたいと思っています。

もっと考えていたんですが、今佐々木議員が言ったとおりなので、それだけとりあえず聞いておきたいと思います。

議長（石川良彦君） どっちからやります。では町長から。町長。

町長（田中 学君） 私の為政者としての立場から、この案件は本町の将来、未来を考えたとき、今本町が置かれている課題を議会の皆さんも本当に理解しているんだろうかという疑問を持たざるを得ないです。今本町は、令和4年に国からも過疎の指定を受けて、この過疎から未来に向かっていく。どのような町であることが次の世代に我々が今存在している町政という中であって、どんな町にしていくことが次の世代に自信を持って誇れる町になろうかという、そんな思いを役場内で全課、全職員挙げてこのことについて危機感を感じながら、一日も早い過疎脱却への道確立しなければならないという、そんな思いでいたところにSSPの話が舞い込んできた。これを検討しようということでここまで足かけ3年検討してまいりましたが、我々町政を行う行政という立場からこの事業こそが世の中の若い人たちなり世間の皆さんから大郷町を広く知ってもらえる、そんなきっかけがつかれるという、そんな自信を持つての事業に取り組んでまいりました。

令和元年に堤防決壊、壊滅的な被害を受けたあの中粕川、前川地区のあの広大な田園に新しい経済文化をこの事業を通して新しいまちづくりがスタートできることが多くの産業にも文化にもつながる出発点ができるという、その信念の下、55ヘクタールの用地を擁するこの事業に取り

組もうということで、地権者の皆さんにも何遍となくこの事業を説明して、特に地権者の皆さんには先祖伝来の土地を売り払うという大きな岐路に立って、真剣に考えていただいた。その結果として、本町の未来を創造するまちづくりに地権者の皆さんも参加しよう。そして、憂いがない未来のためにも我々できることを町民とするという、全員がこの考えに立っていただきましたので、我々はスポーツXの企業内容も十分理解しているつもりであります。議会の何人かは指摘をしている経営の内容につきましてもいろいろ御指摘がございますので、今日本を新しい時代をつくろうとしているのがほとんどベンチャーであります。そのベンチャー企業と投資ファンドがうまくかみ合えば、事業が成功するという、そういう背景にスポーツXはあるという判断に立ったことから、本日こうして議会の皆さんにも御心配なり御努力をいただいておりますが、我々よりも本当に子や孫のことを考えて土地を手放すという地権者の皆さんからも議会にも町にもこの事業の必要性を要望としていただいておりますし、粕川、大松沢地区の区長の皆さんからもこの事業の必要性を明確に我々にも議会にも提案されてございますことを理解できないはずはないというふうに私は思いますが、我々はこの大郷町の可能性にチャレンジする、今だからこそ挑戦できるという、そういう思いでありますので、私の為政者としての町民を思う人命尊重を第一に、町民第一を掲げて、未来を担う少年には夢を、青年には希望を、壮年には活力を、老年には生きがいを与えていかなければなりません。

生命、財産、人権を守るという民主主義、それを分からないはずがないというふうに私は本町の議会を尊重して、この事業に取り組んでいくということを申し上げて終わります。

議長（石川良彦君） 住民投票になる理由について。副町長。

副町長（金須豊洋君） それでは、SSP構想に係る住民投票条例につきまして回答させていただきたいと思っております。

大郷町の町政に係る将来に向けて、ただいま町長からも申し上げましたけれども、重要な事項になっております。直接町民の意思を確認することを目的として今回は実施するということでございます。

そのことは、住民参加、自治運営の原則に基づくものだと私は考えております。

大郷町を取り巻く環境が変化し、住民ニーズが多様化、複雑化する中で、住民自治に関係するということが現在想定されておる事案でございますので、町長と議会が政策決定を行う場合には、これまで以上に住民

の意思を反映していくことが求められていると思います。

その意思確認の手段といたしまして、住民投票条例は効果的な役割を果たすものと私は考えております。

今回は、諮問型の住民投票としております。町長や議会の意思決定に住民の意向を反映させるための手段であり、町長に対して尊重義務が課せられるものであることから、町長や議会の持つ固有の権限を侵すものではございません。

議会制民主主義を補完し活性化する制度として、私は機能するものと考えております。どうぞ御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

9 番（熱海文義君） まず、今の町長の私の質問に対しては全然答弁になっていなくて、町長の考えだけを言っただけで、私は議会で2回も否決になったやつをどのように考えているんですかと。議会の重要性をどのように考えているんですかということを知っているんです。それを答弁もらいたい。町長には。

副町長はそれでいいって言ってるんだけど、議会の重要性を副町長だってどのように考えているんですかと聞きたいんです。2回否決になってるんだよ。世の中にそんなことがありますか。それを聞きたいんです。

議長（石川良彦君） 最初、副町長。

副町長（金須豊洋君） お答えいたします。

今回のSSP構想に関しましては、住民説明会をこれまで2回開催させていただいております。2回目の開催につきましては、町を4つのブロックに分けまして、会場を4会場で実施するということで開催させていただきました。

その中で説明し、質疑も行いましたけれども、やはり今回のSSP構想に関する住民、町民の皆様からの期待をする声、そういったものを強く感じたところでございます。

ですので、先ほど申し上げましたとおり、町長、議会、その意思決定において住民の意向を反映させる必要があるという中で、やはり今回町民と議会だけではなくて住民意向というものをきちんと取り入れるべきだと私は考えているところでございます。御理解を賜りますようお願いいたします。

議長（石川良彦君） 議会制民主主義についての答弁。

副町長（金須豊洋君） 先ほども申し上げましたけれども、提案理由でも御説明しておりますけれども、あくまで今回の住民投票条例につきましては、議会制民主主義を補完すると。そこに住民の意向を反映させる必要があるという考えで上程させていただいているということでございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 目的は、人口減少している本町のどういう対策で人口を増やすかという、その過疎脱却を目的としたのがSSP構想であります。その手段にこの事業が必要であるということから、議会でも2回も反対になったので、議会の民主主義を町で無視するののかという御意見のようではありますが、いろいろ反対の意見もございますが、それだけの反対の内容で住民も納得していない内容であるので、それを補完するためにも住民投票という手段に我々が決断したというか、そこまで我々住民意思を問う対策を取らなければという、決して議会制民主主義を踏みにじったりしているものではなくて、あまりにも反対6、賛成5の数字の中に割り切れない内容があまりにもあるということから、これは直接に民主主義を問うという住民投票というものに意思決定をしたところでございますので、何ら必ずしも議会が最優先だというものによっては、こういうことにも発展していくという、新しい本町の劇的なことであるというふうに思いますので、決してこの住民投票が本町の未来にマイナスになることはない。プラスになってもマイナスにはならないという、そういう執行部の判断に立っているものであって、結果を見なければ分かりませんが、説明会を通して、皆さんからの声、若い人たちからのメール、いろいろな町に大してこの事業の重要性を何人からもいただいておりますので、それから、一番私が心にしたのは、何で議会がこの事業を分らないのかということで、東京の明星会という会がございまして。ふるさとにこういうものができるということは、我々にとっても、離郷した東京都民になっている本町の皆さんが大変すばらしいということで、議会の皆さんにもよろしくどうぞお伝えくださいという、そんなお話もございましたので、付け加えて申し上げますが、決して議会を踏みにじっていることではないので、御理解をいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

9番（熱海文義君） 今回議会の否決の後、第2回の説明会やっているんですが、この住民投票のための説明会なのかどうなのか、まず1つ思議に思うんですけれども、その説明会で2回も否決になった後、役場の職員の人たち、課長の人たちから係長まで残業させられて、1日3時間も4時

間も、4日間だから15時間以上残業させられて、どのように感じているのか。なぜそこに課長の人たちの時間を拘束して残業させられる。このことについてどのように考えているのか。まず1つ。

それから、今回のこの提案が否決になった場合の予算、補正予算の中で選挙費600万円あるんですけれども、これはどのようになっていくのかお答えいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（金須豊洋君） 今回の第2回住民説明会の開催に対して課長の出席、時間外も含めてというお話がございましたけれども、今回の住民説明会というのは、これまでは町1か所でしかできていなかったものを、町民の皆様の理解を促進するためにもっと近くに行ってやろうということで、4つのブロックに分割して実施したと。そして、最終日においては土曜日の午前という中で、ふだん参加できない若い、仕事をしていてなかなかそういった時間が確保できないという方々にも配慮して、土曜日の午前中ということで、今回のあくまでも住民投票条例とは異なって、あくまでも理解促進を図るもの。

ですから、住民投票条例の前段に行ったものではないということです。あくまでも理解促進のために実施させていただいた。その中で、関係する課長が出席したのは、その場で町民の皆様からいただいた意見、要望に対してきちんとお答えするということと、その意向を踏まえて事業計画をどのように進めるかということも含めまして、関係する課長が出席した上で説明会を開催させていただきました。

ですので、第一義的な目的は、町民の皆様により分かりやすく説明するというのが目的でございましたけれども、我が出席した課長たちにもやはり町民のニーズをきちんと捉えていただくと、そういった目的を持って開催させていただきました。以上です。

議長（石川良彦君） 予算について、総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 予算につきましては、実際条例が例えば否決になれば、それを執行できなくなるわけでございますので、予算がどうなるかというのは、その後の審議となってきますので、それはそれで議員の皆様がお決めになることだと思いますので、住民投票につきましては、予算はあっても多分執行はできないというふうに思います。

議長（石川良彦君） ほかにありませんか。1番赤間繁幸議員。

1番（赤間繁幸君） 議案書の6ページのまず12条、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を心がけ、かつ公正に提供するように努めると

ございます。

その必要な情報ですね。というのを具体的に教えていただきたいということと、14条、町民の平穏な生活環境が侵害される行為をしてはならないとございます。その平穏な生活環境ですが、これはどのように町としては捉えているのかをお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） まず、第12条の必要な情報を公平かつ公正にという話でございますが、住民説明会が2回ほど開いてございますが、今度住民投票のための住民説明会を開催する予定としてございます。

それで、公平、公正な形でということで、町としてはこういうことで今事業を進めていきますというふうなことを住民の皆様に御説明し、理解をいただくということで考えております。

第14条の投票等でございますが、平穏な生活環境が侵害されることがないようにというふうなことでございまして、その前段、買収、脅迫等がないようにということでございますので、町民の皆さんがそれでトラブル等がないように、しっかりとやっていただくというふうなことをうたったものでございます。

議長（石川良彦君） 具体的には。具体的なことを聞いているんだけど、具体的にどういうものを想定しているのか聞いている。

総務課長（熊谷有司君） ただいま申し上げましたが、脅迫等があって、制限かけるとか、それでいろいろその住民間でのトラブルを防止するための、今回は住民投票での第14条でうたっている行為をしては駄目だよということでのことでございますので、具体的にというのは、そういう脅迫やそういうことです。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） 情報をちょっとまず、情報が具体的な情報はこういった情報なのかというのをちょっとお伺いしたということと、トラブルがないようにということだったんですが、町としてはどういうふうな対策をしていくというふうな考えがあるんでしょうか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） まず、第12条関連としまして、情報につきましては、住民説明会2回ほど開いてございますが、そのことで1回目、2回目同様になると思いますが、住民からのいろいろな質疑と御意見等を賜ってございます。それらを含めてそれらを参酌した中で、その分をしっかりとまた住民の方にこういうことの質問がございまして、町としてはこうい

うふうに考えていますというようなことを御説明して、その事業の理解を深めていきたいというふうに考えてございます。

第14条につきましては、実際投票をスタートする中で、そのトラブル防止のためにどういうことをしていくのかということで、まず媒体、広報紙やあと防災無線等でそういうことをしっかりとうたった中で、呼びかけをさせていただくというようなことでございますし、もしそういうことがあれば、あといろいろな、そういう発展していく場合は、警察のほうにもいろいろ相談しながら、それが適法なのかどうかということも相談しながら実施していければなということで思っております。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） 警察のほうに相談するということだったんですが、そうなるからじゃちょっと遅いのかなと思います。

それをしっかりと、そういうふうにならないような形をぜひ取っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） そうなるように、少しでもしっかりと事前に対応させていただければと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。2 番鎌田暁史議員。

2 番（鎌田暁史君） 先ほど赤間繁幸議員からも質問がありました第12条について確認をしたいと思います。

公平かつ公正に情報提供するということなんですが、町はこれまで S S P 構想に賛成の立場でいろいろ発信をされてきております。この住民投票の説明会でどうやって公平な情報の提供できるのか。何を担保とするのか。御説明をお願いいたします。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 何を担保ということでございますが、町とすればこの事業の必要性を住民の皆様にお伝えさせていただきますので、今までの過去の住民説明会、これは先ほどお話しさせていただきましたが、住民の質疑と御意見をしっかりと住民の皆様にお伝えして、こういう事業でこういう内容でということをししっかりと説明させていただいた中で御理解いただければというふうなことでございます。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2 番（鎌田暁史君） 事業の必要性を訴えるということは、賛成の立場での話だと思っんですね。公平ではないと思っんです。どう考えますか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 公平っていうのは、町ではこういう事業をやりますよっていうことをしっかりと説明した中で、判断するのはあと町民の皆さんがこの事業に対して賛成なのか、反対なのかということで決定されることですので、事業の内容をしっかりとお伝えするというのが我々の責務だと認識してございます。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2 番（鎌田暁史君） 議員全員協議会でも質問があったと思うんですけども、最低得票率の規定がこの条例にはございません。例えば、投票率が著しく低かったという場合ですね、それをもって住民の民意が反映されていると判断できるのか、疑問となるケースもあるのかと思います。

その点についてはいかがお考えでしょうか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 今回の条例案でございますが、住民投票の結果を尊重ということじゃなくて、住民投票において示された民意を尊重ということですので、住民の皆さんのどういった判断が、その結果を踏まえて、その結果により町長が事務執行に当たり、尊重して執行していくというふうに条項でうたっておるわけですので、我々もできるだけ投票率アップに向けて、いろいろな形で住民の皆さんに御理解いただくように、投票していただくような形を取らせていただくということで想定してございますので、御理解をいただければということでございます。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 鎌田議員、私の主観的な話だということになるか分かりませんが、町の主人公は町民であります。その町民の負託にあなたも私も応えていかなければなりません。反対の意見を聞いたのかということではありますが、反対したと、私が反対の町民とは直接お話ししたことございませんが、ただ、多くの町民はこの事業の将来性なり町の必要性としてぜひやってほしいという声が多くございますので、私は町民の意思をどういう形で表してもらえるかということの、その手段を取ったわけでありますから、あなたも私も町民からすれば、同じ立場であり、そしてまた私が執行する立場、あなたは議決権を持っている。議員としての立場、それを最大限プラスに動くのか、マイナスに動くのかの違い。私は、役場はプラスに動いておりますので、

議長（石川良彦君） 傍聴者の方に申し上げます。静粛にしてください。

町長（田中 学君） それが民主主義の私は根幹であるというふうに理解をし

ているからなんであります。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。11番高橋重信議員。

11番（高橋重信君） 民主主義の根幹はこの議場です。これがベンチャー企業、計画どおりいくかいかないか分からないけれども、暖かく見守っていくという話ありましたけれども、ベンチャー企業どうなるか分からないものを、これを我々議会否決にされた議員の人たち、とてもじゃないけど税金を使ってやる事業じゃないと。これで否決になったわけなんです、では、否決になった中で、再度この条例をつくって町民の投票をします。投票するのはいいです。一部の人の賛成意見あるいはそうじゃない人の意見もいっぱいあるので、これはやっぱり投票していただきたいなと。

ただ、ここに条例をつくると。条例が欲しいのは、町がこのままでは壊れてしまうとか、あるいはいろいろな形で自然がなくなってくると、それを守ると。それを議会が否決になったから、条例をつくってやると。こんな話どこにあるんですか。

町民を、国民を守るためにある条例であって、議会で否決になったから条例をつくって住民投票、この辺の見解ね。

それから、副町長、先ほど文化会館なりいろいろなところで2回目の説明会も終わりましたと。やりましたと。いろいろな意見を吸い上げましたということなんでしょうけれども、何人来ました。300人、400人いないですよ。大郷の人口何人おりますか。その一部の人たちでこんなことを決めてもらっちゃ困ります。この辺の見解、まずお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（金須豊洋君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、第2回目の住民説明会の出席者については、各会場合計しますと300人ということでございます。

その出席者につきましては、なかなか平日の夜間ということもあって、やっぱりふだん仕事をされている方々については非常に厳しい環境であったということもあって、土曜日に開催したときは100人近く、参加いただいておりますので、やはりそういった事情があるものというふうに考えております。

町といたしましては、その部分の資料等については、町のホームページ等にも載せますし、SNSでも町民の皆様にもきちんと知っていただくということで周知に努めているというところでございます。

あともう1点でございますが、先ほどベンチャー企業というお話ございましたけれども、今回スポーツXさんという企業につきましては、X

の岡社長からも御説明しましたけれども、今年の４月から福島にある福島ユナイテッドＦＣの運営に参画してるといふ御説明をしたと思います。福島ユナイテッドＦＣというのはＪ３ですから、ＪリーグのＪ１、Ｊ２、Ｊ３のＪ３に位置しておりますけれども、そのチームの運営をスポーツＸがＪリーグの資格審査を経て実施しているという事実がございます。

そういった事実を考えていただきたいと私は思っております。

それをベンチャーという言葉ではなくて、きちんとＪリーグの運営にも参画しているという部分を考慮いただければというふうに思います。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

11番（高橋重信君） 土曜日、参加できない方のために３つもやったということなんですが、300人、それで全てここで結論取るという、その安易な発想はちょっと直していただきたいなと。

町民の方がいろいろな形で出向いて説明するなりなんなり、ただね、いろいろな資料渡したからいいでしょうと。そうじゃなく、対話をもってやっていただきたいと。そのように考えます。

それから、もう一つ何て言いましたっけ。副町長。

ベンチャー企業ね、小さな企業なり、あとは新たに始める、この人たちを企業ベンチャーというわけだと思いますが、ベンチャーをやったからベンチャー、それでいい。そうじゃなく、実績がないわけですよ。金融機関もね。実績もないし、そういうふうになるのに実績もないものを大郷に取り入れてどうなるの。最後には誰が責任取るんだっていう、そういう話ですよ。

もう少し町民の方にも数多く当たって、説明をして、どんなものかと。一部の人分かっています。ああ、それ持ってきてもらいたい。あるいは、そういうものは要らないよと。ただ、そうじゃない人たちがいっぱいおります。

これから後世に残すもの、ようは、雇用も何も発生する話は聞いていません。聞いているのは、80万人の交流人口、それによって野菜が売れる、何が売れる。これは絵に描いた餅であって、その根拠を、しっかりとした根拠何もないじゃないですか。

不満があるから、介護保険上がるやつをもう少し下げるとか、これから遊水池、袋のほう、これもやっぱり金かかる。大郷財源があるんですか。そんなに。

もう少し大事な国がやる、町で（発言あり）出せないの。そういうものじゃないんじゃないの。

町民はそれよりももっと大事なものがあるんじゃないかと、そういう声がありますから、私はここで今話させてもらっています。

議長（石川良彦君） 質問にしてください。

11番（高橋重信君） とにかく、もう少し考えていただきたい。後世に残す事業であればなおさら。大衡のね半導体、その関連、水を使わない企業だって幾らでもありますよ。雇用に大郷から入った子供が1,000万円、1,500万円、2,000万円と退職金ももらえる。そういう企業を誘致すべきだと、このように考えます。

この辺の見解をお願いします。

議長（石川良彦君） 副町長。

副町長（金須豊洋君） まずは、町民、住民の方々への説明については、より丁寧にとということで、今後住民投票の実施に向けまして、その部分はこういった形で実施すればより一層理解が深まるのか、説明会とすれば参加していただけるのか、そういった部分については、検討を進めてまいります。

ですので、4ブロックということではなくて、こういった手法がいいのかというのを検討させていただきました。

あとは、もう1点ですけれども、今回正しき企業誘致を進めたらいいのではないかとこの御発言もございました。そちらにつきましても、議会等でも御説明申し上げておりますけれども、やはり企業を誘致するためには、大郷町というのは現在仙塩広域の都市計画の枠組みの中で工業という地域指定を持っていないんですよ。ですから、逆に言うと、今議員は水道、水というお話をしました。当然工業用水も大切です。ですけれども、工場が稼働する上で基幹となる電力事情、電力の事情がとても悪いんです。特別高圧の電線網は大郷を通っていないんです。先ほどの土地計画のフレームがあるから。

ですから、誘致したいと思っても、今すぐに企業にPRしてもなかなか難しいという現実については、これまでも説明させていただいておりますが、そういった事情があるので、今後今からスタートしても最短でも5年から10年ぐらいはかかると思います。

ですので、今回大衡村に台湾の半導体工場が誘致されます。それは、北部工業団地としてこれまで（「簡潔にお願いします」の声あり）準備して、今回それが事をなしたということでございますので、議員の指摘は今後に向けて、町としてもそういった発想を取り入れながら、そして町民の皆様からの意向をいろいろな事業に対する要望、そういったもの

を受け入れながら、今年大郷町は10年の長期計画を策定する年となっております。

そういった長期計画の中にどのように町民の皆様のそういった意向を取り込んでいくか、それを真剣に執行部としても取り組んでまいります。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。質問を簡潔にしてください。

11番（高橋重信君） 今の話を聞きますと、やりたくない、やれない。やりたくないのかなと。町のためですね。子供たちのために県のほうに何度も何度も行って、突破口を見つけてくるとか、そういう意気込みがなかったら何もできませんよ。

農業で食っていけないっていうんだったら、何をするの、この町。基幹産業の農業で食っていけないからという説明なんかどっかのほうであったみたいなんだけれども、それから、測量設計業務5,400万円、これ認めてもらわないとどのぐらいの事業費かかるか分からないということなんです、我々車買うのでも家を建てるときも、これどのぐらいかかるんだと、パンフレットか何か見せられて、いや建ててみなきゃ分からないと。そんな事業を我々認めていけないよということなんですよ。

測量設計やらなきゃどのぐらい予算かかるか、やってみなきゃ分からないと。そんな事業はありませんよ。

国からの事業じゃないから、そういうものでやろうとしているのかどうか。

本当に設計業務しないとできないの。物事がいろいろ決まっていないからできないんじゃないのかな。その辺の話を。

議長（石川良彦君） 副町長。

副町長（金須豊洋君） まず、一番最初に工業の誘致について、やる気がないという発言を議員はしましたけれども、私が説明したように、なかなか条件が整っていないので、現在はできないんですと。ただ、今後に向けてそこは進めてまいりますというお話をしたと思います。

ですから、現在の条件が整っていませんけれども、町としては進めていきたいという回答を申し上げたところでございます。

あとは、実施設計の話ですけれども、高橋議員、例えば自分の家を建てるときに、例えば隣の家がこう建てたから大丈夫だということはないですよ。ということは、その家を建てる場所のボーリング調査を実施して、それで実施設計を行う。特に、粕川については、いろいろな地盤の条件がございますので、そこを広範囲な面積にボーリングを落として、きちんと把握した上で、町はその設計を固めて、町民の負担ということ

で、事業費を提示したいと思っております。

ですので、議会が求める情報を回答させていただく。町民に説明させていただくという中で、今回は、町長より実施設計の必要性について発言させていただいたものですので、御理解を賜りたいと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。3番鈴木利博議員。

3番（鈴木利博君） 6ページの第14表に住民投票に関する投票は自由とするということで書いてありますけれども、この自由というのは、一見平穏な感じしますけれども、実際これ自由とやっちゃっててもいいんですけれども、私も思うんですけれども、必要以上に賛成しろとか反対しろという電話するほうはいいんですけれども、電話を受けたほうは1回ぐらいならいいんですけれども、2回も3回も電話くるとすごく不快な思い、不快な思いで済めばいいんですけれども、4回、5回となってくると、これは選挙違反じゃないかと言いたくなるようなところもあると思うんですね。

それは個人差あると思うんですけれども、そういう場合はどうなんでしょう。選挙管理委員会のほうに選挙違反だと言って構わないんでしょうか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） それは、それぞれの考えがあるかと思うので、もしそういうことが御本人がそういうことで相談があれば、町のほうに御連絡いただければ、どのように対応するかと、それは実際その際に対応させていただければと。ケース・バイ・ケースでございます。

議長（石川良彦君） 鈴木利博議員。

3番（鈴木利博君） 相手が特定できればいいと思うんです。例えば電話番号載ってるとか、それが非通知で何回も来られたりとか、本当に悪質に近いような場合どうすればいいんですか。電話を切るしかないですか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） これも慎重に我々のほうで判断していくわけですが、そういう事案が発生した場合には、防災無線等でいろいろな町民の方への呼びかけ等をさせていただければと思ってございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。10番石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 先ほど副町長のほうから、福島ユナイテッドの話が、その経営に参画をするという、経営をするといったような話でお伺いをしました。

だから、スポーツXはいいんだと。すばらしいんだというようなふう

に私は感じたんですけれども、しかしながら、あれは日程はちょっと忘れましたが、副町長も町長も我々全員静岡の藤枝に行ってまいりました。あの藤枝に参ったときに、あの[REDACTED]が言われたことをよく覚えてるかと思いますよね。あの藤枝MYFCもJ3でした。そのときの経営していたスポーツXは、同じJ3でしたね。J3のとき譲渡したわけですから、そのときのいろいろな問題を起こして、裁判沙汰になった。果たして、このことというのは、非常に経営も危機的だと言っていましたよね。さらに今言った問題を起こしている。

そういうこと、私はユナイテッドが経営参加したどうかは分かりませんけれども、そういうこともしっかりやっぱり把握しているんですか。

そういうような話はないということですか。副町長にお伺いします。

議長（石川良彦君） 副町長。

副町長（金須豊洋君） 私の評価というよりは、申し上げたのは事実として、今年の4月からJリーグの運営にスポーツXという会社は携わっておりますというお話をしたところでございます。

例えば、その部分での評価については、福島のその会社の運営ということになりますので、そのことに対するコメント等については、差し控えさせていただきます。

事実として、運営に参画して主翼を担っているということでございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） いや、私も事実としてそういうことが、その原因は裁判になった原因はスポーツXが起こしている。そういうことも事実であります。

これは、副町長も町長も、さらに我々議員が行って、それは確かめておるところでございます。

それで、1つちょっとお聞きしたいのですが、先ほど2番議員がお話がありましたけれども、住民投票の投票率、これまで住民投票をいろいろなところでやっておりますが、その投票率が低い。そんな中で、そういう少ししかない、そういう数字の中で賛否を問うというのは、これはおかしい。民主主義だ何だと言ってるけれども、果たしてそうなのか。

例えば、ボーダーラインをしっかり引いてね、投票率は60%以上じゃなければ、この投票は開票しないと。そういうようなものをこの条例でしっかりと入れるべきですよ。

大体意味がない。その少しの、民主主義だから、賛成多数、こういう

のは私は考えられません。

説明会でも私はしっかりと行ったはずですよ。しかしながら、これ直っていない。そのまま出している。私は、こういうのはちょっとおかしいんじゃないですか。大丈夫ですか。

議長（石川良彦君） 副町長。

副町長（金須豊洋君） 前段のスポーツX社の裁判、本来は議場でやるべきことではないと私は思っておりますけれども、その意見を申されたので、私からも回答いたします。

その裁判の結果については、直接役場に小山社長に来ていただいて、議員全員の皆様に御説明していますよね。それが事実ではないんですか。

それでもまだ不安だと。信頼できないというのは、議員個人の考えであって、その裁判の結果についてはきちんと御説明していますよね。

その部分を考慮して発言のほうはお願いしたいと思います。

あと、後段のほうは総務課長から回答いたします。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えさせていただきます。

投票率のことですが、先ほども答弁させていただきましたが、まず、我々とすれば投票、住民の皆様に多くの皆さんに投票していただくような呼びかけをさせていただきます。それで、結果的にどういうことかということになってくるわけですが、それで投票率が例えば半分以下だと開票しないとかということになると、そうしますと、投票した人の結果というのが分からないわけですね。しっかりそこは、その民意が実際どうだったのか。結果をお知らせして、今回の住民投票の結果はこうでした。投票率のいかんに関係なく、その民意を参酌した中で、今後の執行に当たるとのことでの条項立てをさせていただきますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

ここで10分間休憩いたします。

午 前 10時59分 休 憩

午 前 11時09分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第41号について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） 先月 8 月でございますが、地元のお寺さんで夏祭りがございました。そこへ 2 人の県議から祝辞を頂戴いたしておりました。私は司会をやっていたので、その祝辞を読ませていただきましたところ、その両方に地域の融和という言葉が書いてございました。私は、それを読みながら、中村の公民館に町長がお書きになった融和という言葉が飾られているのを思い出しました。

その融和ということこそが私たちの民主主義の目的であり、この大郷町にとって今一番必要なものだとは私は考えています。

今回の住民投票は、安易な多数決によって、その住民の中に対立を生んでしまうと私は考えています。

そして、そのことはこの大郷町にとってよいことではないと思いますので、今回はこの議案に反対いたします。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。4 番赤間則幸議員。

4 番（赤間則幸君） 議案 41 号の賛成の意見を述べさせていただきます。

これまで何回も S S P 構想の説明をスポーツ X 社並びに執行部から丁寧の説明をいただきました。その中で私も何回も計画書を見ながら考えました。

そこで、3 名の議員で町内住民のアンケート調査を行いました。様々な意見を伺いました。また、8 月の 26 から 2 回目の S S P 構想の説明会が開催された際には、多くの町民の皆様が参加され、数々の質問をされておられる光景を見させていただきました。

私は、町民の熱い思いを何としてでも形にする必要があると、これまで以上に思いました。

しかし、反対の意見もありますので、なかなか前に進まない状況に至っております。

以上のことから、町民の賛否を問う住民投票条例を制定し、大郷町の未来のため、また、町民の熱い思いがかなえられることを願っている次第でございます。

よって、議案 41 号は、事業を進めるに当たり必要と判断し、賛成したいと思います。議員の皆様のお賛同をよろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。2 番鎌田暁史議員。

2 番（鎌田暁史君） 議案第 41 号おおさとスマートスポーツパーク構想実施に

ついて町民の賛否を問う住民投票条例の制定についての別紙にある住民投票条例に対して反対の立場で討論を行います。

まず、この住民投票条例の制定が議会無視であり、認めるわけにはまいません。この条例自体にも問題や矛盾点を多く抱えたままであることをまず初めに指摘しておきます。

反対する理由について、次の２点を強調しておきたいと思います。

まず、住民投票を行おうとする前提に問題がございます。７月２６日の臨時議会終了後に町長は、報道陣の取材に対してこのように答えております。調査しても８割の人がこの事業をやるべきだというのに議会が反対ということは、それなりの根拠に基づき、こちらのほうもやると答え、住民投票を行うと宣言をされました。

この調査とは、このＳＳＰ構想に賛成をする議員３人の方が住民１３７人に対面でアンケートを行ったものであり、その結果８割の方が賛成をしたというものであります。訪問先は無作為に抽出をされたものではございません。したがって、この調査によりまして町民約７,５００人の８割がＳＳＰ事業に賛成していることにはなりません。

しかしながら、この報道を御覧になった方々の中には大郷町民の８割の方が事業に賛成していると受け取った方もいらっしゃると思います。補足の説明を町長が行うべきだと、この場で発言をいたします。

町長は、住民投票の実施について表明をされておりますが、その前提は非常にもろい、弱いということを指摘しておきます。

２点目に、町は、議会軽視の姿勢を改めるべきではないでしょうか。議会が６月の７日に補正予算からＳＳＰ構想の土地購入費、地質調査、基本設計業務の委託料など関連予算を削除する修正動議を賛成多数で可決をしております。さらに、７月の２６日には再提出されたＳＳＰ関連予算を反対多数で否決をしております。

採決に参加をされた各議員は、選挙によって選ばれた住民の代表であります。その議会でＳＳＰ関連予算が２回否定された事実を町は正面から受け取るべきだと思います。

町の意向に沿わないからといって、これらの議決を無視して住民投票を進めようとするのは、議会軽視ではないでしょうか。

以上２点を反対理由といたします。

最後に、どうしても町民の意向を確認したいのであれば、意向調査によって十分に対応可能であると思います。住民投票のために約６００万円の予算や町職員のリソースを振り向ける必要はございません。

以上で反対討論を終わります。御賛同のほどよろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。7番金須新一議員。

7番（金須新一君） それでは、賛成討論をいたします。

S S P構想事業については、6月の定例会、7月の臨時会において事業予算は確かに2度否決になっております。7月の臨時議会で発言した賛成討論で、住民の皆様から御協力いただいたアンケートの結果、さらに、8月26日から8月31日まで町内4地区において実施された住民説明会に全て参加し、住民の方々の質問内容や質問に対する会場の反応、さらに、今現在町のホームページ上で掲載されている住民説明会のQ & Aや意見等を客観的に検証すると、議会が判断した結果と住民の皆様の考えに乖離があると判断いたしました。

よって、住民投票を実施し、民意を問うことが必要と考えます。

議案第41号おおさとスマートスポーツパーク構想実施について町民の賛否を問う住民投票条例の制定については、必要と判断し、賛成いたします。他の議員の皆様においても私の考えに賛同いただきますようお願い申し上げます、討論を終わります。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ごございませんか。ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第41号 おおさとスマートスポーツパーク構想実施について町民の賛否を問う住民投票条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立少数であります。したがって、本案は否決されました。

める条例及び大郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長（石川良彦君） 次に、日程第３、議案第42号 大郷町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び大郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第42号 大郷町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び大郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第４ 議案第４３号 大郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第４、議案第43号 大郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利

用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第43号 大郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第44号 大郷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第5、議案第44号 大郷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第44号 大郷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第45号 大郷町すこやか子育て医療費の助成に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第6、議案第45号 大郷町すこやか子育て医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。2番鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） マイナンバーカードをお持ちでない住民の方、あるいはマイナンバーカードを持っても保険証としての登録を行っていない住民の方いらっしゃると思うんですが、その方々に不利になるような内容ではないという理解で合っておりますでしょうか。お伺いをいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） そのとおりでございます。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかにございませんか。ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第45号 大郷町すこやか子育て医療費の助成に関する条例の一部改正についてを採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第46号 大郷町母子・父子家庭医療の助成に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第7、議案第46号 大郷町母子・父子家庭医療の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。
これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第46号 大郷町母子・父子家庭医療の助成に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

傍聴者をお願いいたします。静粛をお願いいたします。傍聴者の方、静粛をお願いいたします。よろしく申し上げます。

日程第8 議案第47号 大郷町障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第8、議案第47号 大郷町障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。
これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第47号 大郷町障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてを採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可

決されました。

日程第 9 議案第 48 号 大郷町国民健康保険条例の一部改正について
議長（石川良彦君） 日程第 9、議案第 48 号 大郷町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第 48 号 大郷町国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第 10 議案第 49 号 令和 6 年度大郷町一般会計補正予算（第 5 号）
議長（石川良彦君） 次に、日程第 10、議案第 49 号 令和 6 年度大郷町一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。1 番赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） 説明書の 21 ページ、

議長（石川良彦君） 傍聴者の方に申し上げます。静粛にお願いします。静粛にお願いします。1 番赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） 5 款 10 目委託料ですね、350 万円について、この経緯と、その金銭の経緯、この委託料、指定管理料ですね、発生した経緯とその金額の根拠についてお願いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

こちらの指定管理料計上した経緯につきましてお答えいたします。こちらにつきましては、指定管理者が令和 3 年から令和 8 年度まで指定管

理者を指定しておりますが、当初の指定管理料としましてはゼロ円ということで契約をしております。

ですが、新型コロナウイルスの長期化、それから、誰も予想しなかったウクライナ侵攻での世界的な物価高騰、それに引っ張られた燃油高騰、それから人件費の高騰など、様々な予想外のことが起きておりました。当初は指定管理料なしで経営しますということであったんですけども、そういった新型コロナウイルスの長期化とか、今申し上げた内容がありまして、経営のほうが圧迫されております。

で、今回計上しました金額につきましては、あくまでそういった、それまでの赤字を埋めるものではございません。あの施設は町の施設ですので、最低限あの施設を維持していただくための管理補修費を計上しております。あわせて、今回6月末で新たにデジ田交付金を使ったテレワーク施設が出来上がっていますが、その掛かり増し経費、これは当時指定管理者との契約のときにはなかったものでございますので、改めてこのテレワーク施設の掛かり増し経費、今言ったように、経営がそういった状況で圧迫しておりますので、改めてそこを契約として入れ込んだものでございます。

あの施設、町としては維持していかなくちゃいけないということがありますので、今回月50万円という金額で、残りの7か月分計上しております。

あくまで4月からではなくて、9月以降のあの施設を維持するための経費として計上させていただいております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） 維持をするための掛かり増し経費だということなんですけれども、もともと町の負担を減らすという目的で指定管理ということで指定管理料はゼロということだったと思うんですが、それでサテライトオフィスを造ったことによって経費が発生したということなんです、サテライトオフィスを造るという段階でこれは考えてはいなかったんですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、指定管理というのは、町が直接やるよりもそのほうが有利だということがあつて指定管理者を指定すると思うんですが、今回そのテレワークを造ることによって、掛かり増し経費というのはどうなんだという御質問だと思うんですけども、今回デジ田交付

金を使ってテレワーク施設をつくった背景には、まずはにぎわいとか、そういったものを創出したいというのがあったんですけれども、まず縁の郷、宿泊施設がございます。宿泊も私も調べてみたんですけれども、やはり土日についてはある程度努力によって埋まる部分がございますけれども、平日の宿泊というのがどうしてもビジネスホテルはちょっと除きますけれども、旅館業とかを調べますと、どうしても平日の充足率といえますか、予約される率というのがどうしても低うございます。

テレワーク施設、サテライトオフィス、コワーキングスペースを造ることによって、そういったオフィスを使う方々があそこに泊まりながら帰らなくてもオフィスが使えるだとか、そういった宿泊業、もしくはレストランを含めた相乗効果も狙っての、あそこにテレワーク施設を造ったということになります。

調べましたところ、やはり旅館業とかですと、40%ぐらいの歩留り、さらには地方だと20%ぐらいまで平日の宿泊の率というのが下がるそうなので、そういったことを少しでも解消したいというところもあって、テレワークも合わせ技でいけないかということをつくっております。以上です。

議長（石川良彦君） 課長、テレワークを事業を実施するに当たり、そのときにその管理費、今回必要とされたのを、その辺想定しなかったんですかと。管理費のことは当初想定しなかったんですかという質問。

農政商工課長（本間文二君） 町としましては、今の指定管理者とテレワーク施設の今の指定管理者にテレワーク施設を一体的にそういった宿泊とかレストランとかもあるので、一体的に経営していただくということで考えておりました。

ただ、先ほど来申し上げましたとおり、新型コロナウイルスの長期化であったり、それから、物価高騰だったりということで、指定管理者の収益が悪化しているところもあって、そこに来て新しくテレワークをするための通信環境、Wi-Fiだったり、セキュリティー契約であったりというのをかぶせることによって、さらに経営が圧迫してしまうということも考慮して、ただ、せっかく造った施設ですので、有効に活用していかなければいけないと。まして補助金が入っていますので、できれば早期に稼働させたいということもあって、今回この予算額をお願いするものでございます。以上です。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかにございませんか。5番佐々木和夫議員。

5 番（佐々木和夫君） この委託料350万円のうち、山田シェフの分の人件費も入っています。本来営業するにあたりですね、この人件費 2 月、3 月分からスタートする。本来これは縁の郷で持つべきではないのでしょうか。

多分今までは国の事業を使っていたということだと思いますが、それは国の事業ですよ。なくなったから、今度は役場で持つんですか。

それも金額が四十数万円、毎月。これは、多分 2 月、3 月動いていなかったと。平均すると普通は20万円ぐらいなんです。これ、人件費出すのもちょっといかなものかと思います。その辺はどうなんでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

2 月、3 月分の山田シェフの人件費につきましては、今までこれまでは地域活性化起業人制度というもので人件費のほうは補助金で頂いてお支払いをしておりました。

それが来年の 1 月でその制度は終了してしまいます。その後の人件費につきましては、議員おっしゃられるとおり、本来そのレストランで営業の中で人件費というのは捻出していくべきだというふうに思っております。

で、そういうふうに思っていますので、例えばレストランで出る産廃の処理費だとか、営業に係る経費については、本来計上はしておりません。ただ、今この経営が先ほど来申し上げている理由によって圧迫しているときに、この人件費というのは、非常に大きくのしかかってきております。

あそこの施設、シェフがもし人件費が払えないでやめるとなれば、宿泊、レストラン、それから今ある今回つくりましたテレワーク施設も停止しかねない。先ほど来申し上げました町としてあの施設をよりよく維持するためには、この 2 か月分だけはまずもって人件費はこちらで見ようというところで計上させていただいております。

そういった理由で盛り込んでいますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5 番（佐々木和夫君） 今月からなくなるというような話もあるんですが、今から四、五か月後ですよ。やっぱり経営努力というのが必要だと思うんですよ。

じゃ、赤字だからうめますよね。では、ラトリエさんはどのような営業努力をしているのでしょうか。やはり、そこをきちんと調査すべきだ

と思います。

お客さんが減りましたよね。でも、宮城県の旅行会社増えていますよね。その中で赤字ですよね。人件費が出ませんよね。根本的な問題だと思うんです。

そこは考えていただければなと思います。どういう営業活動を行っているのでしょうか。その辺を把握してください。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

まず、宿泊についてですけれども、OTAというオンライントラベルエージェントというサイトを使いながら、広く宿泊者を募っております。

8月につきましては、二百数十名の宿泊者を呼び込んでおります。

レストランにつきましても、四百数十名の、8月だけで利用がございます。

9月も土日につきましては、大分埋まってきております。

そういった宿泊等々につきましては、そういったサイトを活用しながら、広く募集というか、その宿泊者を予約を募っているところでございます。

ただ、ラトリエさんの当初指定管理の中で、事業の中で例えばクラインガルテン事業だとか、畑を使ってですね、そういったものもございました。そういったものも法人向けのそういったものもありましたけれども、この新型コロナウイルスで法人関係の福利厚生がなかなかうまくいかない。クラインガルテン事業は法人向けの福利厚生として、土日に来て畑作業をして、社員がリフレッシュできるような事業で組んでおりましたけれども、そういったものもなかなかできない現実もございます。

私のほうでは、4月来てから、社長さんとも何度も打合せしております。

単純に、今回は赤字を埋めるというふうには私も考えておりません。それでは予算は通らないと思っております。あくまで今回は、今のこの状況におきまして、経費を施設管理するための保守点検費と新しいテレワーク施設への経費を見た上で、ラトリエさんにはさらに頑張ってもらうように、いろいろな事業計画を出していただいております。

ただ、畑については、これから冬ということもありますので、来年に向けて土作りをするのか、来年に向けてこういった事業を組むのか、そういったものをしっかり役場のほうに出していただきたいということでお願いしておりますので、ラトリエさんとは今後もそういった部分で、しっ

かり前に進めるように、経営が黒字になるように話ができればと思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかにございませんか。2番鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 同じく、21ページの縁の郷の施設管理費委託料350万円についてお伺いをいたします。

縁の郷の指定管理者が大郷地域振興公社からラトリエに変更となったのが令和3年の3月だったと思います。その際に、これまで1,000万円弱支払っていた指定管理料がゼロ円となったことがポイントではないかと私は感じております。

そうなったことで、指定管理の変更を認めたという議員の方もいらっしゃると思いますが、そういったことで、今回の指定管理料ということで、整合性といいますかつじつまについてはどのように感じておられるのかお伺いをいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

先ほどから申し上げておりますけれども、やはり指定管理者にお願いするというのは、町が直営でやるよりもよくなるという部分があつての指定管理者だと思いますし、まして指定管理のほうがずれるとなれば、なおさらいい条件だということで、当時はお認めいただいたのかなというふうに思っております。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、新型コロナウイルスの長期化であつたり、物価高騰であつたりというのが予測しないところであつたものですから、経営のほううまくいかなかった部分あるかと思います。

ただ、この施設を今止めてしまうと、デジ田交付金でつくったテレワーク施設も同時にとまってしまうということもありますので、今回施設の保守管理費とテレワーク施設の掛かり増し経費を計上するものでございます。

その際につきましては、今申し上げましたとおり、いろいろな世界情勢であつたり、そういった条件重なってというふうに認識しております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） ラトリエさんから取引先に対する支払いが遅れている、つまりは滞納が発生しているという情報を独自に入手いたしました。町として、このような情報把握しておりますでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） 町としましては、社長さんであったり、そういった方々から話を聞いた上で、把握はしております。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2 番（鎌田暁史君） つまり、事実関係の確認はできているというふうに理解したんですが、解決に向けてどういった対策等お考えかお聞かせください。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

4 月から社長さんともお電話だったり、もしくは直接お会いして、何度もその経営について今後どのようにしていくか。そして、経営が好転するように事業計画をどうしていくかということは何度も話し合っております。

そういったお借入れというか、いろいろなところにあるというのも把握しておりますけれども、ただ、それを今回単純に埋めるものではなくて、やはりその施設をまず維持管理する最低限の費用だけを見たいと。

その部分を好転させるためには、ラトリエさんとして努力をしてくださいと。町は最低限だけは今回見ますと。そこは事業を組み立てるなり、新たにいろいろなことをやっていくなりして、好転させてくださいと。そこは、強くお願いしているところでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。8 番田中三恵子議員。

8 番（田中三恵子君） 5 ページの 9 款教育費の中で、除雪融雪の委託料というところで、5 ページ、詳細のほうで言うと、いっぱいあるんですけども、21 ページの 5 款 1 項 9 目、また 11 項目、あとは 25 ページの 9 款 2 項 2 目、26 ページの 9 款 4 項 4 目、27 ページの 9 款 5 項 3 目ですかね。そういったところでの除雪融雪業務というのがいろいろございました。こちらは、補正予算のほうで出しているという理由をちょっと分からなかったなので、お聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 融雪業務ですか。何を。

8 番（田中三恵子君） 除融雪業務というのを補正予算で上がってくるという、ちょっとその仕組み的なものが分からなかったなので、ちょっと質問いたします。仕組みというか、今……。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

除融雪業務の委託料につきましては、今回全部で合計 7,800 万円ほどの

予算計上となっております。これ当初から当初予算でももちろん組めば一番いいわけですが、今お話ししたとおり、7,800万円というお金になりますので、財政的なやりくりということも踏まえまして、財政課のほうから除融雪につきましては、9月の補正予で計上するようにと
いうことで、これまでもずっとそういう方法を取っております。

そのための計上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。4番赤間則幸議員。

4番（赤間則幸君） 15ページ、財産の管理14節の側溝の整備工事、それから、町の財産の修繕工事、あとは赤道の補修工事、これどの場所をどのようにやったんでしょうか。ちょっともう一度お願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

15ページの工事請負費のところよろしいでしょうか。承知しました。14節工事請負費のうちの側溝整備工事につきましては、羽生地区でございまして、羽生の穴前、南原の地域になりますが、そちらのほうで昨年側溝の布設替工事を行いました。雨水が町の側溝からの雨水が民地のほうの水路に入っているということがございまして、去年側溝の整備を町で行いましたが、いまだ近くにあるため池までこの排水が行っていない状態で、民地に流れておりますので、それをため池までつなぐための工事を行う費用でございます。

続きまして、町有財産につきましてでございますが、こちらにつきましては、町民体育館の裏側といいますか、西側に生活道路が走っているわけで、赤道が走っているわけでございますけれども、こちらのほうがかなりえぐれている状態といいますか、わだちが出てきている状態のために、そこを更新するための工事費を計上しております。

それから、赤道等の修繕工事につきましては、こちらは東成田地区でございまして、こちらも赤道のほうがかなりわだちができていう状況のために、町のほうでその解消するための修繕を行うという内容でございまして。

議長（石川良彦君） 赤間則幸議員。

4番（赤間則幸君） 赤道のほうは、前にも聞いたんですが、結構いろいろあると思うんです。それで、やっぱりその修繕等必要なところ、箇所がかなりあると思うんですが、それをやっぱりすぐにできるというか、やらなきゃいけないところはやっぱり早めにちょっと予算つけていただいて、補正でも上げてもらって、どんどん進めていってもらいたいと思います。

結構あると思いますので、この辺把握していると思うんですが、その辺どうでしょうか。きちんとお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

議員からの御指摘のとおり、赤道につきましては、当課で管理しておりまして、修繕等が必要なところにはすぐ修繕のほうをするという形を取っております。

ただ、赤道のほう舗装ということになりますと、これは全町的にはかなりなところの面積になりますので、こちらにつきましては、不特定多数の方が通るとか、そういうような一定条件をつけていく必要が今後あるというふうに思っております。

その辺は、前々から御要望いただいているところもありますので、うちのほうで改めて検討しまして、対応できるようにしていきたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかにございませんか。6番鈴木恵子議員。

6番（鈴木恵子君） じゃ、また元に戻って21ページの縁の郷の件なんですけれども、6月の議会で間もなくプレオープンの時期は近いとかという説明があったかと思うんですけれども、それがまた今度9月の議会になって、予算をつけなきゃやれないというのものもあるのかもしれませんが、こうやって、先延ばし、先延ばしになっているのは、何かあるんでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、6月末で完成しまして、7月からオープンできればよかったんですけれども、先ほど来申し上げましたとおり、テレワークに一番必要な通信環境の契約だとか、セキュリティーの契約、そういったものが費用が発生いたします。先ほど申し上げましたが、本来指定管理者にそこも一緒にやっていただく予定でございましたが、経営のほうが大変厳しいということもあって、かぶせられないということもありました。

で、現在はプレオープンという形で、通信を除くコワーキングスペースとか、そういった部分はもう活用いただいております。

ホームページでサテライトオフィスの入居者も募集かけております。

できれば、この御予算がお認めいただけるのであれば、早急にそうい

ったテレワークの契約を進めまして、9月20日頃には正式なグランドオープンという形をした上で、議員皆様にもお披露目ということでやっていければというふうに思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 鈴木恵子議員。

6 番（鈴木恵子君） テレワーク施設の件で、いつからやるのかとか、よそからの問合せなどは多数あるんでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） 今指定管理者がおりますけれども、そちらに問合せも結構入っております。コワーキングスペース、会議室については、結構な件数の、使いたいという御相談は受けて、ホームページもいるからですけれども、来ているという情報は入っております。

さらに、サテライトオフィスの3部屋につきましては、関東の企業様から今役場、農政商工課の私たちのほうに入居の関係でいろいろ御相談受けているところでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 鈴木恵子議員。

6 番（鈴木恵子君） 月50万円というと結構な、私なんかすると、ああ、随分かかるんだなと思っているんですけれども、この事業を町としてやめるという勇気はなかったんでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） 事業というのは、テレワーク、それとも縁の。テレワークでよろしかったですかね。

議長（石川良彦君） じゃ、もう1回。じゃ、具体的にお願いします。

6 番（鈴木恵子君） じゃ、とりあえずテレワークということで。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） それでは、お答えいたします。

テレワーク施設につきましては、デジ田交付金、国の補助金を使っております。この事業を止めてしまいますと、もしくは今まだ本稼働しておりませんが、国、それから県からまずは指導がされると思います。それでも稼働できないとか、本来の補助金の目的が達成できないとなると、デジ田交付金、適正化法により返還ということも最悪は考えられるのかなと思いますし、さらには、過疎債を使っておりますが、そちらもなかなか難しくなるということが考えられます。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。さっき2回。じゃもう一回、どうぞ、どうぞ。4 番赤間則幸議員。

4 番（赤間則幸君） 22ページなのですが、商工振興費で18節、大郷弁当市のほうの補助金17万円あるんですが、前にお弁当、お祭りのときなんか出して、すごく好評を受けたというのを聞いていたんです。そのときは、もう少し予算あったと思うんですが、何かその際に商工会さんと割合負担ですか、そういうところを何か協議して決めるというのをちょっと聞いていたんですが、それで反対にそれよりも多くお弁当出すようになれば、町民のためにも何かいいんじゃないかと思うんですが、何か予算が随分少なくなっているのはどうしてそのようになってしまったのか。その辺ちょっとお聞きしたかったんですけれども。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

この「チョイ豪華弁当市」の事業につきましての御質問だと思います。

こちらにつきましては、昨年度も行っておりまして、500食を用意させていただいたと聞いております。それにつきましては、あっという間に完売されたということも聞いております。大変好評だったというふうに聞いております。

昨年の11月に、町のほうに黒川商工会さんから令和6年度に向けての要望書が出ております。で、その要望書の中身としては、この「チョイ豪華弁当市」事業につきましての補助のお願いというのが入っております。あともう一つは、割増商品券の補助、2つ入っております。

弁当市につきましては、これにつきましては、まずは商工会さんの事業ということだと思います。そうすると、町は後方支援という立場になるかと思っています。

当時その「チョイ豪華弁当市」の去年の11月に出てきたものについては、町の負担割合が95.2%、商工会さんが4.8%という補助をお願いしますという形で出てきております。ですので、当時農政商工課としては、この負担割合はどうなのかということで、当初予算に計上はしてありませんでした。で、今年の6月にもう一度要望書が出てきております。そのときは、町が25万円、商工会が17万円ということで出てきております。そのときに、商工会の担当の方ともお話をさせていただいたんですけれども、町は、これはあくまで商工会さんの事業であって、町は後方支援である以上、2分の1までがマックスかなと。今補助事業大体3分の1ですけれども、一緒にやっていくという意味では、公平だという意味では、2分の1がマックスかなという話させていただきました。

ただ、割増商品券のように、町民全体に効果とか、いろいろないいこ

とがあるとか、もしくは商工会の会員の皆様211いらっしゃいますけれども、その方皆さんに恩恵があるのであれば、割合が町のほうが高くても、ある程度の説明はつくのかなと思うんですけども、今回の弁当市の事業者は10事業者でございます。お弁当も500食。これよりも増やしてほしいとも言いました。ただ、500食が限界ですとも言われました。

で、商工会さんから最終的には、今回の予算でお願いしますというふうに、いいんですか、本当にいいんですかと問いかけましたけれども、これでお願ひしますということで、商工会さんからいただきましたので、今回17万円ということで、町の予算として計上しております。以上でございます。

議長（石川良彦君）　ここで昼食のため休憩といたします。再開は午後１時15分といたします。

午　後	0時00分	休　憩
午　後	1時15分	開　議

議長（石川良彦君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑、御質問ありませんか。7番金須新一議員。

7番（金須新一君）　それでは、質問いたします。

ピンポイントで何ページということではないんですが、各款の1目職員の時間外勤務なんですけど、これが6月議会のときにも質問したんですが、通常6月の議会で補正をして、また9月にも出てきているので、これは組織の中でどのような現実が起きているのか。通常であれば、4月から予算を執行して、時間外不足しているというのが大体9月頃に出てきてしかりだと思うんですけども、その辺の内情を説明いただきたいと思います。

議長（石川良彦君）　総務課長。

総務課長（熊谷有司君）　お答えさせていただきます。

時間外勤務手当につきましては、当初予算計上時につきましては、前年度実績の半額で計上させていただいたところでございます。

どうしても6月補正で計上した部分は、それでも足りない部分について6月で計上させていただきました。

今回につきましては、年間予算で今から今年度ある程度執行してございますし、今年度3月までの部分でどれぐらいかかるのか、それぞれの課で積算した中で今回計上させていただいているものでございます。

したがって、できるだけ時間外のほうは今の働き方改革の中でも抑えるようにというお話はしてございますが、どうしてもやっぱり仕事

が年々増えている状況でございます。

人件費というか、人のほうもですね若干今回の予算書のほうの後ろのほうで人件費の内訳ございまして、職員数も当初計上よりは数名増えているところでございますが、どうしても仕事量が増えておりますし、今年度は合併記念式典等、あと事業等が多くございまして、それぞれの職員の時間外勤務が多く見受けられます。

したがいまして、今回補正を時間外勤勉手当についても補正予算のほうを計上させていただいたものでございます。

議長（石川良彦君） 金須新一議員。

7 番（金須新一君） それでは、特別な事情がない限りこの補正で年度末まで行くということでよろしいでしょうか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） そのようにしたいというふうに思っております。

追加でございました。今回の補正予算で、先ほど私 3 月補正ということを書いてございますが、その課によって再度12月のほうに計上させていただく部分もございます。それぞれの課でどれぐらいの見込んでかということで、今回計上してございますが、例えば、12月に例えば申告関係の税務関係ですと、申告のほうは 2 月、3 月にございますので、その執行状況、例えば12月分までの執行状況を鑑みまして、あと予算の計上をさせていただきますので、それぞれの課においてそれぞれ積算した中で、今後もその補正、時間外については計上させていただきますが、その時々において詳細に御説明をさせていただければと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。9 番熱海文義議員。

9 番（熱海文義君） それでは、11ページなんですけれども、基金繰入金で財政調整基金繰入金の9,700万円、約 1 億円の繰入れなんですけれども、これ前に財政課長のほうから提出いただきましたときに、財調の残りが約 4 億4,000万円。前は9億9,000万円あったのがもう 4 億4,000万円という提出いただいたんですけれども、この補正予算通った場合に実際は幾ら残るのか、お示しをいただきたいと。

それから、その下の公共施設の整備基金繰入金なんですけれども、この6,300万円のこれメインで使う事業というのはどの部分に当たるのか、ちょっと私のほうで大きいところ 3 千何百というところあったんですけれども、もろもろあると思うんですが、その辺の詳細なところを教えてくださいたいと思います。

15ページの財産管理費の中の委託料で800万円ほど上がっているんです

けれども、この中で羽生の何か排水ということであつたと思うんですけども、これ羽生のどこでどういう内容なのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、午前中にもありました21ページの縁の郷の委託料の指定管理料、当初ゼロ円ということで、ああいいなということで私も賛成させていただきました。ところが、コロナ禍で宿泊棟に来たり、農園を作ったりする人が少ない。じゃ、コロナ禍だからテレワークできるようにということで1億約1,000万円だと思います。私は、そのときもう要らないと。売ったほうがいいという話をしたんだけど、町の財産だから駄目だと否決されて通ったんです。

そのときに、もうこれ以上ここに金かけないんだよねと、さんざん私は言いました。かかりませんと。このテレワークなり歴史館なり、サテライトオフィスだか何だか、コワーキングスペースっていうのか、かかりません。間違いなく言いました。その後すぐ補正でコワーキングスペースの解体に当たった。アスベスト出ました。それから、ポンプ壊れました。それで約2,000万円。すぐだよ。かからないって言ってすぐ。もうこれ以上かからないんだべ。かかりませんとはっきり言いました。この約束はどうなるんですかというのがまず1つです。

きちんと説明してほしい。私は納得できない。

先ほどの答弁の中で、これはテレワーク施設のところのWi-Fiだのかかる、電気料かかる。そんなの関係ないんじゃないの。それは企業努力ですよ。冗談じゃないですよ。

そうでなくても、地域振興公社から人員を派遣した。地域おこし協力隊使ったり、それから、国の人員を使ったりしているのに、それで町の収入ないんだよ。ゼロなんだよ。赤字なんだよ。逆に。

今までだってずっと赤字なの。それをまた指定管理料出すというのはどういうことなのか、はっきり詳細に教えてほしいです。

それから、22ページの大郷弁当市の補助金、農政課長、17万円の補助しか出ないように、商工会のほうから言われたということで答弁していたけれども、商工会のほうでは最低限去年のレベルだと私は聞いているの。もっと予算を上げてもらっても大変ありがたいことだということも私聞いているんです。

でも、課長のほうでは、いや17万円で話がついていきますということで、例えば、今から、商工会でまだ話し合っている。30万円欲しいですと言われたときどうするの。例えば今から言ってさ。どうするの。その予算

はどうするのか、まず聞きたい。

で、もっと今から商工会で会議を開くのかどうか。それもきちんと聞いておきたいです。

23ページの土木費の河川費で工事請負費で200万円で安戸川というような上がっているんですけども、これ前にも味明川、県単位でなくて町の単位の味明川の修繕って、前にも上がったはずなんですけれども、これ今回安戸川と味明川って、どこの部分なんですかね。

それから、どこまで工事やって、もっと町の負担で、町の河川として修繕しないといけないところがあるのか。これで終わりなのか。そこを詳細に教えてほしいです。

26ページの教育費の中学校費の中の給食のエレベーターの改修工事、これどこが壊れて修理するのか。まず、そこですね。

それから、27ページの社会教育費の中の中粕川のコミュニティセンターの施設備品費なんですけれども、この詳細の中身は何を買うのか。結構1,600万円、大きい金額なんですけれども、何を準備しなきゃいけないのかお願いします。

以上です。

これとはまた別なんですけれども、戻っていただいて、10ページの歳入の中で、国庫支出金の中の国庫補助金の中の衛星費国庫補助金の中でデジタル田園都市構想交付金というのがあって、何か漏水のやつの交付金みたいなんですけれども、これ一般会計のほうじゃなくて水道会計のほうでちょっとお聞きしたいので、例えば漏水どこまでこれで衛星で見られるのか。そのほかというのも水道課であったので、水道課のときに聞きますので、頭に入れていただければと思います。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

まず、1つ目でございます。財政調整基金の現在の残高という話だったと思います。今回の予算を経た後の関係ですね。財政調整基金でございますけれども、特別な基金で充てられないものについては財政調整基金で財源調整しておりますけれども、今現在今後の補正で9,763万3,000円ほど充当しておりますが、その後の年度末の残高見込みは5億8,366万4,000円でございます。

見込みでございますので、その辺はちょっと前後するかもしれませんが、見込みでございます。

それから、同じく13ページの公共施設整備基金でございますが、今回公共施設整備につきましては、19件公共施設の整備に関するもので19件に充てておりまして、大きいものにつきましては、町道の緊急維持工事、こちらが1,320万円ほどになります。

そのほか、山崎蛭田線ほか1路線の舗装の修繕工事、それから、町道の中屋敷洞下線ののり面復旧の工事、もろもろで19件ほど公共整備のほうに充てさせていただいております。

それから、15ページの12節委託料の土地境界確定測量等業務の御質問かと思えます。こちらにつきましては、先ほどほかの議員のお話の中で羽生の穴前南原という話をさせていただきましたが、その隣接しているといえますか、その近くのところで、南原の地域から集まってくる雨水、それが町道のほうの側溝に入ってきてまして、その側溝が民家の水路のほうに流れておりまして、その民家のほうでは、床下とか床上の浸水が大雨の際に起きているということが先ほどお話したもう1軒のほうの聞き取り等の際にそういうことが把握できまして、そちらのほうも早急に対応する必要があるということで、今回その調査、測量の設計業務のほうの委託料を計上したものでございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

縁の郷の経費についてお答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、もうお金かかりませんという話はしたかと思えます。ただ、そのアスベストにつきましては、工事をしていく段階で出てきたものということで、緊急的にお認めいただいて、2,000万円ほどお認めいただいて、そこは改修工事ということでやらせていただいたかと思えます。これ以上かからないということですが、今回指定管理料として新たに計上させていただいているわけですが、先ほど来申し上げているとおり、やっぱりコロナの長期化もあったんですけれども、前に全協でお渡ししている資料をちょっと確認いただければと思うんですけれども、そのときに御説明したのは、震災特需が終わってからの公社さんがやっていたときの運営、その中でシェフを除き、指定管理を除いた年度の金額とラトリエさんがやっている金額を比較させていただいている表をお配りしております。

その中で、公社さんがやっていたときにつきましては、平均約730万円ほど経費の赤字ということになっております。コロナ禍にあっても、ラトリエさんのときは、令和3年度はマイナス345万円、令和4年度はマ

マイナス1,200万円、ちょっと大きいんですけれども、令和5年についてはマイナス210万6,000円ということで、コロナ禍にあってもマイナスを非常に抑えてきたということはありません。そこは、恐らく企業努力によって、マイナスは公社さんのときより抑えてきた。そこは企業努力があったと思います。

今回指定管理料を出すに当たっては、先ほど来申し上げている理由によって、テレワークの掛かり増し経費などが緊急措置的にどうしても今あの施設、テレワークの補助金でやっている中で、緊急措置的に止めるわけにいかないのです、お願いしているものでございます。

先ほども言ったとおり、宿泊業であつたりというのも平日の歩留りというか、その辺がよろしくないのです、今後もし次の更新のタイミングであつたりで、指定管理者の変更なりを新しく指定管理者にプロポーザルなりする場合については、私は指定管理料はセットした上での募集をかけたいなというふうに思っております。

なお、それから、弁当市のことなんですけれども、午前中も説明申し上げましたが、商工会さん、それから支部長さんともお話をしました。そのときに、さっきも言いましたが、去年500個でも盛況だったと。足りないぐらいだったと。まずは、じゃ500個以上やれますかというお話を聞きました。でも、作っている方々が500個以上は作れないということで、まず500個だと。分かりましたと。で、その町と商工会さんの負担割合については、私はその事業が今後発展的に、もしくはもっともつこういうふうにやっていくんだというのがあれば、30万円でも50万円でもいいですよと。ただ、そのときに、議会の皆様に説明したときに、何でこうやって商工会なのに町のほうが負担多いのやって言われたときに、理由を説明しなくちゃいけませんと。ですので、その理由を下さいとお願いしました。商工会さんとしては、今年はこの金額、商工会さんと半分ずつの17万でもいいですよと。ですから、本当によろしいんですかという話も確認しましたが、これでいいですよと。私的には最低500は提供したかったですし、去年盛況だったと聞いていますので、減らしたくもなかったんですけれども、ただ、説明する、説明しなくてはいけないという中で、町は商工会さんの事業と一緒にやっていくのであれば、出しても2分の1までですよと。でなければ、それ以上の理由を下さいとお願いしたんですが、出てきませんので、商工会さんが17万円で、2分の1でよろしいですよとされたので、それで計上しています。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君） お答えさせていただきます。

ページ数が23ページの中段、7款土木費の3項河川費1目の河川総務費の工事請負で440万円、こちらの箇所がどこなのかという御質問だったと思いますが、まず、味明川につきましては、字名で申しますと、川内字作田畑と下実成となります。

安戸川につきましては、田沢畑と下中才、この合計4か所の修繕工事を考えてございまして、こちら主な理由としましては、過去に災害復旧事業で積んだブロック積みが経年劣化や高水の浸食によりまして多少被害を受けている箇所をそのまま構造物を放っておくわけにはいかないという理由で修繕させていただく内容となっております。以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えいたします。

ページは26ページになります。中学校のエレベーターの修繕になりますけれども、毎年行っておりますエレベーターの点検業務がございます。その結果、速度制御のインバーター、あとはドアのインバーターの基盤の交換になります。以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（片倉 剛君） お答えいたします。

27ページ、9款4項4目17節の備品購入費でございますが、こちらは粕川の推進協議会の皆さんと協議して、部品の洗い出しを行いました。

それで、主なものとしては、テーブルと椅子というところでございます。

議長（石川良彦君） よろしいですか。熱海文義議員。

9番（熱海文義君） 俺ページ分からなかったんだけど、金井川直すというところがあって、下水のほうで金井川直すというのなかったですかね。特別会計。分かりました。

じゃ、さっきの縁の郷の件なんですけれども、350万円、課長のほうからはあくまで赤字補填じゃないよということだけれども、赤字補填じゃないって課長言ったって、例えば企業に指定管理料渡すとき、お金に何も印ないわけだ。すると、企業側からすればそれを赤字補填になったって何も文句言えないでしょう。だって。何に使ってもいいんだから。赤字補填になる可能性だってあるわけだ。赤字補填じゃないよって、何で言い切れるの。おかしくない。

それ、指定管理料の金だよって、何も書いていないんだよ、札に。札なのか銀行なのか。そうでしょう。

だから、おかしいじゃないですか。赤字補填したらどうするの。だって赤字補填なんでしょう。結果。

だって、企業努力で200万円赤字だったのここまで下げてきたとかって言うてるけれども、だってその赤字を分かっていてテレワーク施設をつくって、1億1,000万円かけて、売上げ上げるために町で投資したんでしょう。

それもだよ、コロナ禍で売上げ上がらなかったと言っているから、コロナ禍過ぎてからテレワーク施設なんだよあいつ。過ぎたんだよわ。人が来るということを見越して建てたんだよ。直したんだよ。コロナなんか過ぎたんだよわ。

実際はコロナ禍のときやらなきゃないはずだったの。だけれども、その考えがおかしいのか、過ぎてからテレワーク造ったんだから、そうしたら今から売上げ上がるんじゃないの。来月だって再来月だって、このグランドオープンとか何とかって言うてるんだから、それで予約来てるんでしょう、今。

だったら売上げ上がるんじゃないの。今から。だったら赤字補填できるんじゃないの。何で町でこれ出さなきゃないの。そもそも契約にないんだから。違うんじゃないの。違いますか。俺の言うてるの。議員の皆さんどう考えるか分からないけれども、だって売上げ上げるために直したんでしょう。あそこ。お客さん来てもらうため。そうしたら売上げ上がるでしょうと。同じこと言うけれども、そうしたら要らないでしょうと言うの、これ。

今からもっと企業努力して、もう売上げ上げて、黒字化に向かうのが当たり前じゃない。

こいつ出さないでさ、もう少しスパン見て、例えば1か月、2か月スパン見て、グランドオープンして、どうしてもという時期だったら、ある程度、それでも理解できないけれども、そのときも理解できないけれども、今の段階じゃないでしょう。これ出すの。

ちゃんと運営が始まった時点でどういう状況か確認してから出すのが当たり前じゃない、これ。だと私は思うんです。

どう考えるのか、まず課長からこの答弁もらいたいです。

さっきの弁当なんですけれども、課長言っているのとそれから、商工会で言っているのがどうも食い違いが私には思えるんだけれども、こっちではちゃんと何ぼでもいいから提示したんですと言うんだけれども、あっちではそれ以上作られないから17万円でもいいですよと出していると

ということなんだけれども、いや、あっちでは30万円でもありがたい、最低でも25万円だったという話なんだけれども、私が聞いているのとはちょっと話が合わないのさ。

もう一回商工会と確認して、いやすぐしゃべりたいの分かってるけど待って。商工会とちゃんと話合いして、俺が言ってたということでもいいんだけど、やっぱり町民サービスだから、前回やったときには私行ったときにもうストップだったの。その後もずっと並んでいるわけさ。ここで終わりだよって言うと、みんながっかりして帰ったのよ。

だから、できれば、もしこの10店の人たちが大変で、500食しかできないというなら、私も何も言うことはできないんですけれども、でも作れるっていうのであれば、やっぱり量を増やして、これ町で出している、商工会で出している、その割合を言ってるんじゃないくて、量さ。量。去年足りなかったから、間違いなく。だから、できれば増やしてほしい。減らすんじゃないく。

もう一回ちゃんと商工会と相談してほしい。その辺はどうするのか。もう一回。

もし増やすとなったときにどうするのか。この予算。その辺までちょっと教えてほしいです。

それから、さっきの味明川の件なんですけれども、前にも味明川、川内だったよ、あれもたしか。これの並びなの。どこかちょっと分からないけれども、ここを町単独の河川なので、町で直すということで、町で直したわけさ。今度は、また別の場所になったのか。何でそのときに確認できなかったのか。そのブロックがゆがんでいるとかなんとかというの。

あと、ちょっと答弁なかったけれども、それ以外にももっと増える可能性があるのかどうか。確認しているのかどうか。その辺もひとつお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

緑の郷の指定管理料につきましては、議員おっしゃられるとおり、コロナが終わってから完成しております。実際にコロナ禍過ぎてからということになるんですけれども、ラトリエさんの、今の指定管理者の経営がやっぱりコロナのときは一生懸命頑張ってきたんですけれども、やっぱり今になって、今年の年度初めの頃から、4月、5月、6月あたりからかなり厳しいものになってきたというのは把握はしておりました。

その中で、この9月までは耐え忍んでいただいていたところなんですけれども、やはりコロナの影響をずっと引きずってきて、物価高騰等もございます。ずっと引きずってきて、今新しくテレワークのそういった新しい契約とか、そういったものまで難しいという状況もある中で、先ほども申し上げましたが、緊急措置的に今回指定管理料ということでお願いしているものでございます。

次に、弁当市の関係なんですけれども、先ほども言いましたけれども、商工会さんと支部長さんとも話をした中で、先ほども言いましたが、数量については、去年も盛況で打ち切りになったというのを聞いています。ですので、さっきも言いましたが、600でも700でもやれないんですかということで、私はどちらかというとそういったイベントはいいことだなと思っているんです。悪いことと思いません。いいことだなと思っているので、やってくださいと言ったら、まず、作る人が500が手いっぱいですと。これ以上は無理だと言われました。それが1点です。

それから、その数量で予算を打ち切りしたわけではなくて、予算を取るためにはこの事業の発展性だったり、今後こういうふうやっていくんだというのがあると、役場が商工会さんの事業の対して補助金を1.5倍も2倍も出していくという理由にならないので、その数量の中で今後の事業計画なり発展性なり、どういうふうやっていくかというのを教えてくださいと。それを理由にして予算を通したいですという話をさせていただいたんですが、いや、半分ずつでいいですというのが商工会さんの答えです。

ここは、私は何回も確認しています。カウンターでも確認しました。その答えいただいたときに。

ここに商工会さんから出てきた、その収支の内訳もあって、町17万円、商工会さん17万円ということでの事業の内訳もいただいております。そのときも本当にいいんですかと、去年盛況で足りなかったんですよねと。数は減らしたくはありませんと。例えば、お弁当の少し材料の予算だったりも考えつつ、500は減らさないようにしたほうがいいんじゃないですか。そういった話までした上で、ですので、数量どうのこうのより、今後のこの事業としてどうあるべきなのかというのを理由として教えていただきたいというところをお願いしたということです。（発言あり）だとしましたら、やっぱり、そこは商工会さんの事業で、やっぱり、町としては一緒にということだと、やっぱり、2分の1ずつというのは妥当な数字だと思っています。

なので、商工会さんから改めて御相談いただければ、そこは御相談にのります。もちろん。

私としては、盛況のほうが皆さんに少しでも弁当いったほうがいいと思っていますので、そこは柔軟に対処していただければと思います。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君） お答えさせていただきます。

以前に直した場所と同じ場所じゃないのかという御質問でよろしいでしょうか。そちらの場所がちょっとどちらのことをおっしゃられているのか分からないので、後で詳細に教えていただければお伝えはできると思うんですが、今回上げさせていただいております4件につきましては、一度過去に災害復旧事業で積んだところを修繕するもので、2度目、3度目の修繕ではないことは間違いのないと思います。

もう1点の現状としまして、この場所も含めて、ほかの場所も分かっているのかという御質問についてなんですけれども、今回上げさせていただいている、まず4件の情報は、地区担当員制度を通じて情報を区長さんから過去に教えていただいた場所という形になってございます。

過去3年の実績で地区担当制度を通じまして、地域整備課に関する案件につきましては、247件ほど川と道路併せてお寄せいただいておりますので、その中で地元のほうでここ心配なんだよねという御意見をいただいているものの中から緊急的に直さなきゃいけないものと管理者として判断したものにつきまして、財政課と協議して予算を計上させていただいておりますので、今回の件もちょっと過去にいただいているものを今回のタイミングでこれ以上放っておけないという理由で上げさせていただいたという内容でございます。以上です。

議長（石川良彦君） よろしいですか。熱海文義議員。

9番（熱海文義君） 最後ですので、ラトリエさんの350万円に対して、今回は緊急的なやつだよと、課長の答弁ですけれども、町で指定管理料を払うのは、一番最初にラトリエになった経緯を見ると、後ろに百戦錬磨なんて素晴らしい会社があるって町長が熱弁振るったわけさ。間違いのないんだという話を今回みたいに熱い答弁で言ってたんです。百戦錬磨がどこに行ったんですかね。逆にそこがバックにいるんだったら、百戦錬磨から運営費借りたらいいんじゃないですか。町で出す必要ないでしょう。

どうしても駄目で、百戦錬磨も駄目だったら、町で貸すとか、何で町で指定管理料払わなきゃいけないの。そういう考えないの。

企業努力だって、ただで貸しているんだから、町赤字なんだぞっていうの。税収もらっているんだったらいい。どなたかの議員言ったけれども、これ350万円で町でもらうんだべなって、ぱっと見て思ったぐらい、もらえるんだと思ってんだよ。それ、町で払わなきゃないってどういうことって。もっと考えてほしい。

町長は百戦錬磨って言ったんだから、百戦錬磨に言ったらいいんじゃないの。運営厳しいんだから出してくれと。違うかな。私はそう思います。

あと弁当の件は、また商工会と話して、もし商工会のほうから相談受ければ受け入れるということなので、ぜひお願いしたいと思います。

ということで、ラトリエのことだけ、最後をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

百戦錬磨さん、企業さんとラトリエさんというのはつながっていらっしゃるかとは思いますが、そういった経営の中で、それぞれの経営の中でやっぱり企業努力はされておりましたし、恐らく百戦錬磨ともいろいろなやり取りはあったかと思っています。

ただ、ここに来て、やっぱり先ほど申し上げましたとおり、企業努力は私たちから見ればラトリエもしてきた、指定管理者もしてきたというふうに思っております。

ただ、ここに来て、やはりどうにもならないという状況も見えて取れます。ですので、先ほど議員おっしゃった、その今回の指定管理料の50万円は赤字補填になったらどうするんだということもありましたけれども、私はあくまで今回の施設を維持するための経費のみをお渡ししていると思いますが、そこを積算、重ねていって月50万円という金額を出しております。あくまでそれはこれの分の経費ですよということでお渡しします。

なお、さらに、ラトリエにつきましては、先ほども午前中も言いましたけれども、今後どのようにあの施設を活用して事業展開していくかというのも求めています。そこがやはり今後全然できていないようであれば、いろいろな話をしていかなきゃいけないと思っております。

まずは、その50万円を緊急措置的にあてがいながら、テレワークを活用しながら収益がどれだけ上がっていくのか、それも見ながら、そのほかの畑であったりレストラン業務であったり、その辺に対してどのような姿勢で取り組むのかもしっかり見ながらお話をしていきたいと思

っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。3番鈴木利博議員。

3番（鈴木利博君） 先ほどのちょっと続きになりますけれども、21ページの縁の郷の指定管理料のその350万円ですね。これは、例えば、単刀直入にお話ししますけれども、これ否決になった場合どうするのか。

あとはもう一つ、27ページの先ほどの備品購入費の1,600万円であるんですけれども、内訳、何をどういうふうにかう買ったのか、簡単に内訳を教えてくださいたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

今回この予算がお認めいただけなかった場合につきましては、今の指定管理者の代表の方とお話をしようと思っています。こういうふうになりましたということで。その上で、引き続き指定管理者として、指定管理料なしで続けていただければいいのか、別な方法になるのか、そこはお話し合いをしてみてということになるかと思っています。

ただ、万が一これ以上経営できませんということになった場合に、午前中も申し上げましたが、テレワーク施設の運営をどうするかということになります。まずもって通信費であったり、水道、電気、あとは縁の郷の浄化槽とかもあるので、電気も止めるわけにはいきません。そうした経費も計上していかなくちゃいけない。止めてしまえば、浄化槽とかもどんどん悪化していきますので、そういったものの経費を計上していかなくてはいけません。

もう一つ、テレワーク施設、デジ田交付金を使っておりますので、午前中も申し上げましたが、もし稼働ができないとなれば、デジ田交付金の返還約5,000万円の返還、それから過疎債も恐らく使えないとなると、1億1,000万円ほどの事業費については全で一財となる可能性もありますので、その辺はそういうふうにならないようにしていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（片倉 剛君） お答えいたします。

27ページの備品購入費でございます。まだ購入しておりませんので、購入予定のものとしたしまして、主なものとして、先ほども申し上げました椅子やテーブル、冷蔵庫、炊飯器、オーブンレンジ、洗濯機、食器棚、あとこれまでの歴史等を流すような予定をしております大型の液晶モニター、液晶テレビというふうになってございます。以上です。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかにございませんか。11番高橋重信議員。

11番（高橋重信君） 21ページの今の縁の郷ですか、これの指定管理料なんです、当初このラトリエさんが入るときは、建物を貸しますよと。ほかのものは、請負してもらっているという感覚でいるんですよ。

だから、最初大家が建物傷んできているから、入るときにお金かけて改修しますよということでやったわけなんです、その後いろいろな形で今回のテレワークだのなんなの、こういうのをまた向こうで要望されて、それに基づいて組んだ予算でまた国から頂いたのかなと思うんですが、このときその中で指定管理料、これもお願いします。お金がないんですという話は、請負した限りは、その中でやってもらわないといけないし、それもできない事業である事業主であれば、その事業主とは離してやらなきゃいけないんですが、支払いが3か月遅れていると。こんなの、大郷の自治体で使っているなんてとんでもない話ですよ。

この際、反対に見直し実施が必要なのかなと。この指定管理の請負の者は、入札して、赤字出たような人が少ないとか何とか。だけれども、そういうものは全部この業者がその中で賄うわけですよ。

このラトリエもそういう形で、一切合切、儲かったのは自分たちだけ、そうじゃないのは皆町にお願いします。こんな虫のいい話はどこに行ってもないのかなと。

この辺は、きちんと指導していただかなきゃいけないのかなと。

この辺、この指定管理料、これは向こうでやっていただきたいと。町に持ってくる予算じゃないのかなと思います。この辺の見解をお願いします。

それから、この弁当ですか。商工会。これ1食1,000円の弁当ですね。500円は町で負担していただいて、その500円は業者の人から購入するわけなんです、その500円のメニューが500円で幾らも儲からないと。だから、そんなの数多くやることはないよという、そういう見解かなと、私は見ているわけなんです、500円じゃなく、その仕入業者が払うのが700円なり800円であれば違うのかなと。そういうことで、多分500セットでいいよという話になっていると思うんです。

で、私言いたいのは、前回25万円の50万円。よその商工会というか自治体では、皆半分あるいはそれ以上に出しているところもあるんです。なぜ大郷、前回25万円なのに、この今回17万円なのかと。この8万円、これはなんとか町でできないものかなと。ぜひと

もお願いしたいと。

予算が大変逼迫して大変な自治体だというのは分かりますけれども、ほかに何か大分大きな構想持っているようなんですけれども、そうじゃなくて、ここにちょうど弁当並ぶとき、要は9時半頃から皆並んで来ていたんです。販売するっていうとき、販売する5分ぐらいでもう売り切れになったんです。大体500食に対して1,000食ぐらい、このぐらい数が並んだわけなんですけど、やはり、次回はいろいろ考えて、もう少しいろいろな人に食べていただこうと、そういう商工会の役員の人たちの話があったわけなんですけど、やっぱりその辺もうまく受け止めていただいて、予算何とか提出していただきたいと思うんですが、この辺の見解をお願いします。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

まずは、縁の郷の指定管理料についてということになると思います。確かに、議員おっしゃられるとおり、建物も町の施設で、修繕費等も大きいものは町が皆払うと。町が手当てしながらということもある中で、収益を上げていかなくちゃいけないと。その中で運営すべきだと。指定管理料でなくてというお話だったかと思いますが、おっしゃるとおりだと思います。

ただ、先ほど来申し上げているとおり、いろいろな外的要因もある中で、資料もお渡ししておりますが、かなり頑張ってきたんだというのは見て取れますから、一部やっていない事業もあって、そこは私も厳しく指摘をしました。前も農政商工課にいましたので、厳しく指摘をさせていただいた中で、今回は緊急措置的にあの施設を何とか一時的に指定管理料を出して、テレワークを使って、先ほど熱海議員からもありましたが、テレワークを活用して、何とか黒字に転じていてもらいたいという思いで、緊急措置的にお願いしている部分でございます。

それから、弁当市のほうなんですけれども、先ほど申し上げましたが、私は500でも600でも700でも、できるだけいろいろな方に食べていただいて、ああ、大郷の飲食店さんが作るお弁当はおいしいものだなというふうにPRしたいと思いましたが、500というのは、金額どうのこうのではなくて、私も率直に聞いたのは、商工会さんあたりに聞いたのは、体力的に500が限界だということを聞きました。

ああ、そうなんですかと。去年売り切れだったのであれば、買えない人もいたのであれば、もう少し増やしたいですよという話から、実は

話はスタートしています。

ですので、その中の材料費の問題とかでの500ではなくて、儲けの問題じゃなくて、体力的に500、朝に作る、朝に3時とか2時に起きて作るのに、500が手いっぱいですよという話を実際受けています。

ですので、先ほど熱海議員からもありましたけれども、今後もう一度商工会さんとお話をしますけれども、私は補助金を削るだけではなくて、いいものにはどんどん出していかなくてはいけないと思っていますし、PRは必要だと思っています。

ただ、予算はやっぱりその理由が必要です。過去に臨時交付金で例えば畜産の農家さんの支援であったり、いろいろな補助金の要綱を作ってまいりました。補助金というのは、やっぱりもらえる人ももらえない人もなるほどという理由が必要だと思っていますし、もらえる人であっても、何でこの金額なんだという、その根拠も要ると思って要綱は作っていました。

ですので、今回商工会さんの事業で、先ほども言ったように、多くの町民の方に恩恵がある、もしくは商工会さんの211名の会員様多くの方に恩恵があるのであれば、町が例えば75%、商工会さんが25%でも、皆さん納得できる部分が商品券にはあると思うんですけども、今回211名の方のうちの10業員さんというのもありますし、500食という、その時間的なもの、体力的なもので500食という限定がある中で、やはりそこを多く出すためには、それなりの理由がないと、議員の皆様にも御理解いただけないんじゃないかというふうに思っています。

改めて商工会さんから今後の事業展開について御相談があれば、そこは柔軟に対応してまいりたいと思っております。以上です。

議長（石川良彦君） 11番高橋重信議員。

11番（高橋重信君） まず、最初の縁の郷ですか、これ、ちょっと対応していただきたいんですが、いろいろな角度で訳の分からないのであれば、議会として調査をかけなきゃいけないのかなと、そのようになるのかなと考えてますので、しっかりと指導していただきたいと考えます。

それからあと、弁当のほうなんですけど、これはよその人の手を借りてやる分には、そんなに金額ないものですから、それでやっぱり早くから起きてやっているんですが、1社は100個です。だから、5社が入ってきてやっているわけなんですけど、やっぱり中にはいろいろやってもそんなにというような話も聞いたものですから、やっぱり働いてトントんじゃなく、物価の話トントんじゃなく、やっぱり、それ参加することによ

って、またその利益それなりの利益もなきや、楽しみも何もないものですから、その辺は逆に、商工会さんとその業者の方いろいろお話していただいてもらいたいなと思うんですが、その辺も違う形でもちょっと要望集めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（石川良彦君） 要望でいいですね。ほかにございませんか。10番石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 7ページの地方債補正ありますが、この変更、道路等整備事業3,580万円、これ2,820万円に変更となっておりますが、この内容についてお伺いをします。

それから、23ページの道路維持費に中の委託料、この除融雪業務7,300万円、これについて、これたしか前年は、この予算オーバーするかどうかは分かりませんが、前年は5,800万円ぐらい。だから、もう既に1,500万円これが予算として多く計上されます。この内容についてお伺いを申し上げます。

それから、街路灯の点検業務、これ47万3,000円、これは何基分がそれに該当するのか。

それと、24ページの都市計画総務費の木造住宅耐震改修事業補助金、これ説明でなんか多くなっているということの説明があったような気がするんですけども、俺聞き間違えたらごめんなさい。ここで110万円ほど計上なさっています。それなど、内容についてちょっとお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

7ページの地方債の道路等整備事業に関しての減額の理由ということだと思いますが、こちらの中身としましては、町道中屋敷洞下線ののり面の復旧工事でございます。こちらにつきまして、財政課のほうではできるだけ地方債で有利なものを使いまして、幾らでも交付税措置があるものを使いたいということで努力しております。

こちら、緊急防災・減災事業債というものがあまして、こちらが激甚化する風水害等の対策で、交通ネットワーク等の維持というものも言葉上読めたというところもありまして、ちょっとこれが該当なるのかどうかというところは私どものほうでもちょっと疑問になって、ちょっと不安なところもあったんですが、何とか幾らでもそういう形を使いたいということで、御提案を申し上げました。

それで、一番初めの電話でのやり取りの際には大丈夫だというような

話の認識もありましたが、正式に協議した結果、これは先ほど言った起債のほうには該当しないというふうなことを言われましたので、これを地方債を借りず、公共施設整備基金からの基金の充当に替えるというふうな判断をいたしまして、その分減額というふうになっております。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君） お答えさせていただきます。

23ページの2目道路維持費のまず委託料、除融雪業務が昨年と比べてかなり高くなっているんじゃないかという御質問だと思います。

理由につきましては、資材と人件費が高騰しているというところでございます。1つ参考に例えさせていただきますと、設計で採用している融雪剤に使う塩の値段が1キロリットル当たりの塩の値段が48円から78円に、単価が1.6倍になっているというのが主な理由として分析してございます。

その下の街路灯点検業務につきましては、こちらの県道の利府松山線と大和松島線に合計61基あります、町のマークがついた街路灯ですね、こちらについては、不規則に修繕等が発生しますので、ちょっと予算を平準化したいために、一度点検をして長寿命化計画的なものを作成してみたいと考えてございます。

その次のページ、24ページの1目の都市計画総務費の木造住宅耐震改修事業補助金110万円につきましては、こちらの単価につきましては、例年どおり変わっていないという状況でございます。以上です。

議長（石川良彦君） 10番石垣正博議員。

10番（石垣正博君） そうすると、年々変わってくるということ。先ほどの道路等の整備事業、これが基金に替えた。780万円ですか、道路等の整備事業の起債を基金に替えたということですか。違うの。もう一回。7ページの、先ほど道路等の整備事業3,580万円を2,820万円の減に変えたということで、これ基金と替えたということですか。

あとですね、除融雪について、大分材料も上がったということで、相当の値上がりだなという気がしますけれども、これ4工区だけに分けてやっているんでしょうか。そうすると、大体400万円ぐらいずつ上がっていくのかな。相当の値上げだと思うんですけれども、もう一度その辺を詳細についてお伺いしたいなと思うんですが。

それから、この街路灯の件で、その点検した結果、どのような、その内容になっておるのか。前にいろいろ点灯の、日中に明るいのに電気がついてるとか、いろいろあるようなんですけれども、その辺のところ

をもう一度お願いをしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃいましたとおりでございます。起債のほうでそちらが100%充当の70%交付税措置があります起債のほうを該当しようかと思ったんですが、そちらが該当ならないということなので、一般財源としまして、公共施設整備基金のほうから出る形に変更しようという考えでございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君） お答えさせていただきます。

まず、除融雪につきましての単価が具体的に上がっているというところでございますが、こちら単価につきましては、公共単価、物価とかの資材単価を使っておりますので、ここは役場のほうで単価のほうは調整することはできないという内容でございます。

労務費につきましても、しっかりと市場調査の結果の労務費を使っておりますので、請け負っていただく業者さんに無理のない値段でしっかりと事業が業務やっていただきたいというところで、公平な単価を採用させていただいているというところで御理解いただければと思います。

続きまして、その下の街路灯の点検業務でございますが、こちらも設置後相当な年数がたってございまして、現在直す場合にはLED灯に修繕していくという内容になってございます。

不規則に点灯しなくなったり、また、日中ついたりという問題が最近老朽化に伴いまして、多発しておりますので、一度ちょっと現状を整理させていただいて、大変申し訳ないんですが、台帳など整理させていただいた上で、計画的な補修計画を作成してまいりたいと考えてございますので、御理解のほういただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。鈴木利博議員。

3番（鈴木利博君） 修正動議。

議長（石川良彦君） 修正動議。ほかに誰かいますか。1人。

それでは、ただいま鈴木利博議員のほうから動議の提出がございました。賛成者はほか1名ということでありますので、動議は成立をいたし

ます。したがって、修正案を全員に配付していただきますようお願いをいたします。

ここで暫時休憩といたします。

午 後 2 時 1 4 分 休 憩

午 後 2 時 2 5 分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、配付漏れ、資料配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ここで、本案に対し鈴木利博議員ほか1名より、お手元に配付した修正動議が提出をされました。

したがいまして、これを本案と併せ議題とし、提出者より説明を求めます。3番鈴木利博議員。

9 番（鈴木利博君） 大郷町議会議長 石川良彦殿

発議者 大郷町議会議員 鈴木利博

大郷町議会議員 熱海文義

議案第49号 令和6年度大郷町一般会計補正予算（第5号）に対する修正動議

上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第16条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

議案第49号 令和6年度大郷町一般会計補正予算（第5号）に対する修正案

議案第49号 令和6年度大郷町一般会計補正予算（第5号）の一部を次のように修正する。

第一条中「1億9,600万4,000円」を「1億9,250万4,000円」に、「62億8,899万4,000円」を「62億8,549万4,000円」に改める。

第一表 歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

初めに、歳入です。

第19款繰入金の補正額を「1億6,366万4,000円」から「1億6,016万4,000円」に改め、計を9億7,966万円とするものです。

第1項基金繰入金の補正額を「1億6,063万3,000円」から「1億5,713万3,000円」に改め、計を「9億7,662万6,000円」とするものです。

歳入合計で補正額を「1億9,250万4,000円」に改め、歳入合計を「62億8,549万4,000円」とするものです。

次に、歳出です。

第5款農林水産業の補正額を「1,132万2,000円」から「782万2,000円」

に改める。

計を「2億3,387万9,000円」とするものです。

第1項農業費の補正額を「1,132万2,000円」から「782万2,000円」に改め、計を「2億1,916万1,000円」とするものです。

歳出合計で補正額を「1億9,250万4,000円」に改め、歳出合計を「62億8,549万4,000円」とするものです。

今回の修正動議の理由については、今回月々50万円を指定管理料として、7か月分として350万円を予算計上しております。当初大郷町地域振興公社からラトリエに指定管理を変えることにより、地域振興公社への支払っていた1,000万円がなくなることになっておりました。その代わり、縁の郷においては、宿泊料なども全てラトリエが収益をすることで、お互いに合意していたものと思います。

ここに来て、月々50万円、7か月分、そして、350万円の予算計上がなされたことは、とても理解ができないところでございます。

シェフの人件費が来年2月から46万6,000円になっている。なぜか補助金も来年2月からなくなるという。それも最初から分かっていたはずではないでしょうか。

それも、人件費はラトリエが経営していく上で当然に捻出するものと思います。

これまでシェフの人件費、指定管理料を除いた収支の平均がマイナス730万4,000円となっております。人件費に利用されてはならない。サテライトオフィスにおける賃料もラトリエに入るにもかかわらず、過去にテレワーク事業において既に1億円以上の費用を費やしております。これ以上の町の手出しは容認できません。

よって、修正動議を提出いたします。

以上でございます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、町長から提案された原案に対する賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、町長から提案された原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、修正案に対する賛成者の発言を許します。2番鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 先ほど発議なされました議案第49号 令和6年度大郷町一般会計補正予算（第5号）の修正案に対して、賛成の立場で討論を行います。

今回ラトリエに指定管理料を支払うように基本協定書を変更することと、これまでの町の説明との整合性をどのように図っていくのでしょうか。全体的に説明が不足していると思います。

縁の郷の指定管理者がラトリエに変更となったのが2021年、令和3年2月12日の臨時会での議決によるものでありました。

その日の質疑を見ますと、今後民間会社である株式会社ラトリエの運営を支援するという理由で町からの支援は出さないのかという質問に対して、町長は、町からは一銭も事業費を提供することはないと。今後も貸付けを起こしたりする考えは一つもございませんので、その辺については、御安心していただきたいなというふうに思いますと答弁をされております。

管理者を変更する原点、出発点での答弁は非常に重いものがあると私は考えます。

以降の議会においても、縁の郷関連の補正予算の審議では、大郷地域振興公社に今まで1,000万円近く指定管理料を支出していたのがラトリエに変更することによってゼロになるという説明の中で、私たちも賛成したなどと発言する議員の方もいらっしゃいました。

指定管理料がゼロになるので、ラトリエへの変更に賛成した議員がいたことも見過ごしてはならないと思います。

また、羽生のふれあい農園には、町が地代を地主に支払い、土地の賃料が株式会社ラトリエに入る仕組みとなっております。本来町が施設等を設置し、自ら管理運営すべきところを町に代わって指定管理者が管理運営を行うもので、そのための経費として、町が指定管理料を支払うべきところをゼロにし、管理運営費は賃料で賄う仕組みとなっていると町は説明しております。

ラトリエに対して指定管理料を支払うようにする場合、こういった説明の見直しが必要となるのではないのでしょうか。

指定管理料の支払いについては、予算から削除を行い、指定管理料を支払う以外のほかの方法はないかなど、さらなる議論、検討が必要と考えるものでございます。

以上で、修正案に対する賛成討論を終わります。御賛同のほど、よろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、修正案に対する賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論ございませんか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより議案第49号 令和6年度大郷町一般会計補正予算（第5号）の採決を行います。

まず、本案に対する鈴木利博議員ほか1名から提出されました修正案について、起立によって採決いたします。本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第50号 令和6年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第11 議案第50号 令和6年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第50号 令和6年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第51号 令和6年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第12、議案第51号 令和6年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第51号 令和6年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 5 2 号 令和 6 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第13、議案第52号 令和 6 年度大郷町高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第52号 令和 6 年度大郷町高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 5 3 号 令和 6 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 1 号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第14、議案第53号 令和 6 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。9 番熱海文義議員。

9 番（熱海文義君） 58ページの収入のほうで、収入のほうで営業外収益で364万5,000円、これデジタル田園何だか交付金の漏水調査ということだったんですけれども、その下にその他の漏水点検で951万3,000円ということで説明あったんですが、この違いってどういうんですかね。

例えば、収入のほうの漏水、衛星からの漏水検査ってどこまでやれるんですかね。我々素人ではちょっと分からないんですけれども、何でかっという、大郷の場合、上水道の管、本管だけじゃなくて、枝の水道パイプが多分クモの巣のように張り巡らされているのかなと思うので、その辺どこまで調査できるのかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。上下水道課長。

上下水道課長（齋藤正智君） お答えいたします。

まず、衛星を活用した漏水調査というのはどんなものなのかということなんですけれども、まず、地上から高度約600メートル先ぐらいにある人工衛星のほうがあるんですけれども、そこから地表に向けてLバンド波というものを照射するようございまして、その跳ね返った電磁波のようなものをA Iで分析して、漏水の可能性の高い場所を特定するということになります。

Lバンド波というのは、水に反射する特性がございまして、水と例えば下水とか、いろいろあるんですけれども、そういった反射が異なったものが反射してくるというようなことになっています。

それで、A Iを活用して分析を行って、地図に落とし込んでくれるというような内容になってございます。（「いっぱい張り巡らされているということ、それも可能なんですか」の声あり）それにつきましても、大郷町で現在持っている水道管路のデータもあるんですけれども、それとも照らし合わせながら、A Iを活用して分析されるということでございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

9番（熱海文義君） この調査の結果、漏水が認められたということになれば、例えば、町管理の部分に関しては町で直さないとならない。ただ、個人宅のメーターから出た分に関しては個人だと思うんですけれども、その個人の部分というのは、どのようにお知らせをしていって、どのように修繕していくのか。

それから、田園以外でのこの漏水という、この900万円というのはどうということなのか、ちょっと教えてほしいんです。

議長（石川良彦君） 上下水道課長。

上下水道課長（齋藤正智君） お答えいたします。

個人の給水管につきましては、個人のお宅で修繕することになるんですけれども、まず、漏水箇所を大体100メートルぐらいで絞り込んでくるような状況になっておりまして、その後は今までと同様に、その絞り込まれたところを音聴調査、耳で聞きながらやる調査があるんですけれども、そういった調査をまずかけさせていただきます。それで、その音聴調査が例えば個人のお宅であれば、個人のお宅に業者さんが行って、こういう状況なので漏水があるようですよというようなお話をさせていただきながら、協力していただくのかなというところでございます。

また、原水給水費の8の委託料のこの997万6,000円というところのその漏水調査だと思うんですけども、今申し上げた、その衛星調査後の大体地図化されるんですけども、その後の漏水調査を今回想定しております、その部分で今回衛星を活用した後の漏水調査ということで、今回この業務のほうを置かせていただいているところでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第53号 令和6年度大郷町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第54号 令和6年度大郷町下水道事業会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第15、議案第54号 令和6年度大郷町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。9番熱海文義議員。

9番（熱海文義君） 思いつきですけどね一般会計のほうでもちょっと聞いたんですけども、64ページの220万円の汚水ますって金井川っていう説明あったと思うんですけども、これ金井川のどの辺になって、汚水ますだけなのか、その下水道も延長されるのか、その辺どのような工事になるのか、ちょっと説明お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。上下水道課長。

上下水道課長（齋藤正智君） お答えいたします。

工事費、請負費ということで2,200万円を置かせていただいているところなんですけれども、羽生金井川ということで、杉山医院さんのほうか

ら金井川の道路に入りまして、役場の職員の齋藤とかぐるっとあるじゃないですか。そこのさらに一番上というか、穴戸さんですかね、その一番奥のほうに昔家があったと思うんですけれども、今はもう更地のところなんですけれども、そこに本管とですね、公共汚水ますのほうを設置するということでございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

9 番（熱海文義君） 多分一番高台のところで、前にそこに移住したいと言っても、下水まで、本管まで下水の部分はその家で持たなきゃならないから、金かかってここに住めないということで、そこからいろいろ相談した中で、半分まで町で見ましようというふうになったところかなと思うんですけれども、間違いないですか。

議長（石川良彦君） 上下水道課長。

上下水道課長（齋藤正智君） お答えします。

そのとおりでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第54号 令和6年度大郷町下水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午 後 2 時 4 8 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 三浦 光の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員